

# 岐阜県地域便覧

岐阜県清流の国推進部市町村課

· (注)

本書記載の内容は、特に表記しない限り令和6年4月1日を基準とする。

なお、人口、面積は次のとおりである。

人口…令和2年国勢調査確定値

面積…令和6年全国都道府県市区町村別面積調(R6.1.1現在)の市町村面積 ※合併した市町村の旧町村区域、市町村の一部区域の面積については、指定時等の面積 を表記する。その他、指定時に面積根拠が別にあるものは、その面積を表記する。

第1部	特定地域政策の体系とその概要	
(1)	地域開発関係法律の体系	1
ア	地域総合開発を目的とするもの	1
イ	工業拠点開発等産業振興を目的とするもの	2
ウ	特定の事業、特定の公共事業の振興を目的とするもの	2
工	財政援助、金融を目的とするもの	3
(2)	地域開発制度における地域区分 - 本県関係分	4
(3)	財政上の特別措置	12
ア	財政上の特別措置の対象市町村一覧 - 本県関係分	12
イ	財政上の援助措置	15
第2部	地域指定区分図	
(1)	財政上の特別措置のあるもの	31
ア	中部圏都市開発区域	31
イ	豪雪地带·特別豪雪地带 ·	33
ウ	振興山村地域	35
工	過 疎 地 域	37
オ	水 源 地 域	39
カ	振興拠点地域	41
キ	特定農山村地域	43
ク	低開発地域工業開発地区	45
ケ	農村産業法対象区域	47
コ	地方拠点都市地域	49
サ	促進区域(地域未来投資促進法)	51
シ	積雪寒冷特別地域	53
ス	辺 地	55
セ	棚田指定地域	59

ソ	地域再生計画区域	63
(2)	その他の地域指定	65
ア	中部圏保全区域	65
イ	都市計画区域等	67
ウ	自然環境保全地域・緑地環境保全地域	71
工	自然公園指定区域	73
オ	農業振興地域	75
カ	森林計画区域	79
キ	地震防災対策強化地域	81
第3部	資料	
(1)	人口の推移	83
(2)	産業別就業者数	85
(3)	財政力指数	87
(4)	市町村コード表	89
(5)	岐阜県内の合併状況	90
(6)	白 地 図	91

### 第1部 特定地域政策の体系とその概要

- (1) 地域開発関係法律の体系(※印は本県関係分(全国対象は除く。))
  - ア 地域総合開発を目的とするもの
    - ○全国を対象とするもの

国土利用計画法(昭 49)

#### 〇大都市圏を対象とするもの

首都圏整備法(昭31) — 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発 -首都圏、近畿圏及び 区域の整備に関する法律(昭33) 中部圏の近郊整備地 - 首都圈近郊緑地保全法(昭 41) 帯等の整備のための 国の財政上の特別措 近畿圏整備法(昭38)-- 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発 置に関する法律 区域の整備及び開発に関する法律 (昭 41) (昭 39) 近畿圏の保全区域の整備に関する法 - 都市開発資金の貸付 律 (昭 42) けに関する法律 (昭 41) ※中部圏開発整備法(昭 41) ―― 中部圏の都市整備区域、都 市開発区域及び保全区域の 整備等に関する法律(昭42)

#### ○特定地域を対象とするもの

特殊十壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭27)

離島振興法(昭28)

奄美群島振興開発特別措置法(昭29)

※豪雪地帯対策特別措置法(昭37)

※山村振興法(昭40)

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭 41)

小笠原諸島振興開発特別措置法(昭44)

筑波研究学園都市建設法(昭45)

沖縄振興開発金融公庫法(昭47)

※水源地域対策特別措置法(昭 48)

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭48)

活動火山対策特別措置法(昭48)

石油コンビナート等災害防止法(昭50)

大規模地震対策特別措置法(昭53)

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭55)

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭57)

半島振興法(昭60)

総合保養地域整備法(昭62)

関西文化学術研究都市建設促進法(昭62)

- ※多極分散型国土形成促進法(昭 63)
- ※地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平4)
- ※特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平5)
- ※環境基本法(平5)
- ※農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平6)

沖縄振興特別措置法(平14)

- ※棚田地域振興法(令元)
- ※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令3)

#### イ 工業拠点開発等産業振興を目的とするもの

- ※低開発地域工業開発促進法(昭 36)
- ※農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭 46)
- ※地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平19)

#### ウ 特定の事業、特定の公共事業の振興を目的とするもの

※積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭31)

#### エ 財政援助、金融を目的とするもの

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭36)

※辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭37) 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭41)

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭45)

- ※公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭 46) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭 47) 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律(昭 52)

# (2) 地域開発制度における地域区分 -本県関係分-

### 〇国土計画関係

区分	地 域 の 定 義 等	根拠法令
中 部 圏 (広域地方計画 区域)	愛知県、三重県、長野県、岐阜県及び静岡県の区域を一体とした区域(広域地方計画区域)において、国土の利用、整備及び保全(以下「国土の形成」という。)に関して、次に掲げる事項を広域地方計画として定める。 1 当該区域における国土の形成に関する方針 2 当該区域における国土の形成に関する目標 3 当該区域における前号の目標を達成するために1つの県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策に関する事項	国土形成計画法第 9条 同法施行令第1条

### 〇大都市圏関係

区分	地域の定義等	根拠法令
中部圏	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の区域を一帯とした広域「都市整備区域」 産業の開発の程度が高く、さらに経済の発展が予想される地域で、当該地域の発展の進度に応じ、都市の機能が十分に発揮されるよう計画的に基盤整備を行う必要がある区域で国土交通大臣が指定した区域「都市開発区域」 中部圏の均衡ある発展を図るため、都市整備区域以外の中部圏の地域のうち、工業等の産業都市その他当該地域の発展の中心的な都市として開発整備することを必要	根拠法令中部圏開発整備法第2条同法第13条
	とする区域で国土交通大臣が指定した区域 「保全区域」 国土交通大臣が、中部圏の地域内において観光資源を 保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を 保存する必要があると認めて指定した区域 ※今後、特に記載がない限り、「中部圏」とは、中部圏開発 整備法に基づく区域を指す。	同法第 16 条

### 〇特定地域関係

区分	地域の定義等	根拠法令
豪雪地帯・特別 豪 雪 地 帯	積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域で、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を指定した地帯	豪雪地帯対策特別 措置法第2条 豪雪地帯の指定基 準に関する政令
山(振興山村)	[山村]  林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地その他の地域で、政令で定める要件に該当するもの(政令で定める要件)  ①旧農林業センサス規則に基づく林業調査の結果による旧市町村(昭25.2.1現在)の区域に係る林野率が0.75以上であり、かつ、人口密度が1町歩当たり1.16人未満である。 ②自然的、社会的、財政的事情等により交通通信施設、生活基盤施設、国土保全施設、文教施設、厚生施設の整備が十分に行われていない。  [振興山村]  主務大臣が、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の意見を聴いて、山村振興に関する計画を作成し、これに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当であるとして指定した山村	山村振興法第2条、第7条同法施行令第1条同法施行規則第1条

通 疎 地 嬢  一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法(昭和二  「五年法律第二百1一号)第十四条の規定により算定した申請を選出す吸収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政和要額で除して得た数値(第十七条第九項を除き、以下「財政力指数」という。)で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が○・五一以下であること。ただし、イ、口又は小に該当ち場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・一未満であること。  (イ) 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十年の人口がら当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値(以下この項において「四十年間人口減少率」という。)が○・二八以上であること。  (ロ) 四十年間人口減少率が○・二三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る下成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・三五以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る下成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・一一以下であること。		X	分	地域の定義等	根拠法令
	過過	区疎	分       地	十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値(第十七条第九項を除き、以下「財政力指数」という。)で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が○・五一以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が○・一未満であること。  (イ)国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値(以下この項において「四十年間人口減少率」という。)が○・二八以上であること。  (ロ)四十年間人口減少率が○・二三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・三五以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・一一以下である	発展の支援に関す る特別措置法第2

- (二) 国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の 人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控 除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口 で除して得た数値が○・二一以上であること。
- 二 四十年間人口減少率が○・二三以上であり、かつ、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が○・四以下であること。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・一未満であること。

#### 水源地域

指定ダム(国、地方公共団体又は独立行政法人水資源機構が建設するダムのうち、その建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダムで政令で指定するもの)及び指定湖沼水位調節施設(国、地方公共団体又は独立行政法人水資源機構が建設する湖沼水位調節施設で政令で指定するもの)により河川の流水が貯留される土地の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると認められる地域

水源地域対策特別 措置法第3条

#### 振興拠点地域

都道府県が、当該都道府県内の特定の地域について、 当該地域の特性に即した産業、文化、学術、研究、交流 等に関する特色ある機能を集積させるための事業の総合 的かつ計画的な実施を促進することにより、当該地域を その周辺の相当程度広範囲の地域の振興の拠点として開 発整備するため、関係市町村と協議の上、当該開発整備 に関する基本的な構想(「振興拠点地域基本構想」)を作 成し、主務大臣の同意を受けた地域 多極分散型国土形成促進法第7条

区分	地 域 の 定 義 等	根 拠 法 令
特定農山村地域	地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域(以下の各号に該当する地域) 1 次のいずれかに該当すること イ 区域内の田(畑)の面積のうち急傾斜田(畑)の割合が50%以上、かつ、区域内の耕地面積のうち田(畑)の割合が33%以上ロ 林野率75%以上 2 農林地面積が81%以上又は農林業従事者数が15歳以上人口の10%以上 3 中部圏開発整備法に規定する都市整備区域でないこと4 人口10万人未満であること	特定農山村地域に おける農林業等の 活性化のための基 盤整備の促進に関 する法律第2条 同法施行令第1条
低開発地域工業開発地区	産業の開発の程度が低く、かつ、経済の発展の停滞的な地域(低開発地域)のうち、その地区内の工業の開発を促進することにより低開発地域における工業の開発を促進すると認められる地区で政令で定める要件(①工業用地、工業用水、労働力の確保及び輸送施設の整備が容易 ②市が含まれている場合は ⑦ 第1次産業就業者比率が全国の市の平均比率より大であり、又は第2次産業比率が全国の市の第2次産業比率より小であること、かつ、 ② 財政力指数 0.72 未満であること)をそなえているもので、関係都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣が指定したもの	低開発地域工業開 発促進法第2条 同法施行令第1条

区分	地域の定義等	根拠法令
農村産業法対象区域	地域への産業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される産業に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農地の集団化その他農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業とその導入される産業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資する地域であって、次に掲げる市町村の区域	農村地域への産業 の導入の促進等に 関する法律第1 条、第2条
	1 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域又は同法第4条第1項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められた地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村 2 1以外の市町村であって、山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域の全部又は一部がその区域内にあるもの 3 1,2以外の市町村であって、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域をその区域とするもの	
地方拠点都市地域	地方の発展の拠点となるべき地域であって、次の要件に該当するもの ・人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度集中地域及びその周辺の地域で政令で定めるもの以外の地域 ・地域社会の中心となる地方都市及びその周辺の地域の市町村からなる地域 ・自然的経済的社会的条件からみて一体として整備を図ることが相当と認められる地域 ・その地域の整備を図ることが地方の発展の拠点を形成する意義を有すると認められる地域	地方拠点都市地域 の整備及び産業業 務施設の再配置の 促進に関する法律 第2条

区分	地 域 の 定 義 等	根拠法令
促進区域(地域未来投資促進法)	自然的経済的社会的条件からみて一体である地域のうち、市町村及び県が地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画(基本計画)に定めて主務大臣の同意を得た区域	地域経済牽引事業 の促進による地域 の成長発展の基盤 強化に関する法律 第4条
指定棚田地域	○ 法律上「自然的社会的諸条件からみて一体的な日常	棚田地域振興法
	生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の	第7条第1項
	地域で政令で定める要件に該当するもの」	
	【政令で定める要件】	
	①昭和 25 年 2 月 1 日における市町村(旧旧市町村)の区域であること	
	②区域内の勾配が 1/20 の土地にある一団の棚田の面積 が 1 ha 以上であること	
	○ 上記要件を満たす棚田地域のうち、法第7条第1項 の規定により、	
	①棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められること ②当該棚田地域に係る棚田地域振興活動が円滑かつ確 実に実施されると見込まれること	
地域再生計画区域	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域	地域再生法第1条、
	経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の	第5条第2項
	活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団	
	体によって策定された地域再生計画により指定された区域	

### 〇特定事業の振興関係

区 分	地域の定義等  根拠法令
積雪寒冷特別地域	
	内の道路を一定の基準により指定する。 同法施行令第1条

### 〇財政援助関係

区分	地 域 の 定 義 等	根拠法令
辺地	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件(当該地域の中心(固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3㎡当たりの価格が最高である地点)を含む5k㎡以内の面積の区域の人口が50人以上であり、かつ、辺地度点数が100点以上であること)に該当しているもの	辺地に係る公共的 施設の総合整備の ための財政上の特 別措置等に関する 法律第2条 同法施行令第1条 同法施行規則第1 条、第2条、第3条
地震防災対策強化地域	大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において、大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として内閣総理大臣があらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、指定するもの	大規模地震対策特別措置法第3条地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条、第3条

# (3) 財政上の特別措置

# ア 財政上の特別措置の対象市町村一覧 一本県関係分—

		中部	豪雪地帯	山村	過疎	水源	振興拠点	特定農山村	低 開 発 地 域	農村産業法対象区域	地方拠点都市	積雪寒冷特別	促進	辺地	指定棚田	地域再生計画
	岐阜市	0								0						0
	羽島市	0								0						0
岐	各務原市	ΟΔ								0						0
阜	山県市	0	0	44 47	0			0		0			0	4		0
	瑞穂市	0						0		0						0
地	本巣市	ΟΔ	0	46	0			0		0		ОД	0	4		0
域	岐 南 町	0														0
	笠 松 町	0														0
	北方町	0								0						0
	大 垣 市	ΟΔ		44				0		0		0		4		0
	海津市	ОД			0			0		0						0
西	養老町	ОД								0		0				0
	垂井町	ОД						0		0		0				0
濃	関ケ原町	ОД	0	46	0			0		0		0				0
	神戸町	0								0						0
地	輪之内町	0								0						0
	安八町	0								0			0			0
域	揖斐川町	ΟΔ	@0	42 44~45	0			0		0		ΟΔ		5	0	0
	大野町	0								0		ΟΔ	0			0
	池田町	ОΔ								0		ΟΔ	0			0

		中部	豪雪地帯	山村	過疎	水源	振興拠点	特定農山村	低 開 発 地 域	農村産業法対象区域	地方拠点都市	積 雪 寒 冷 特 別	促進	辺地	指定棚田	地域再生計画
	美濃加茂市	ΟΔ						0		0	0					0
	可児市	ΟΔ								0	0			1		0
	坂 祝 町	ΟΔ								0	0					0
	富 加 町	0								0	0					0
	川辺町	ΟΔ						0		0	0					0
	七宗町	Δ		42)	0			0		0	0					0
	八百津町	ΟΔ		41)	0	0		0		0	0	Δ	0	2		0
	白川町	Δ		43	0			0		0	0	Δ		3		0
	東白川村			43	0			0		0	0	Δ				0
	御嵩町	ΟΔ				0				0	0			1		0
	関 市	0	0	40 42 43 45	0			0		0	0	ОД	0	11		0
	美 濃 市	0						0		0	0		0	1		0
	郡上市	Δ	0	40~45	0			0		0	0	ΟΔ		6	0	0
	多治見市	0					0			0				2		0
東	瑞浪市	ОΔ				0	0	0		0			0	6		0
濃地	土岐市	0					0			0			0	2		0
域	中津川市	ОΔ		41 43~46	0			0		0		ОД	0	9	0	0
	恵那市	ΟΔ		44~46	0	0		0	0	0		Δ	0	8	0	0

		中部	豪雪地帯	山村	過疎	水源	振興拠点	特定農山村	低開発地域	農村産業法対象区域	地方拠点都市	積雪寒冷特別	促進	辺地	指定棚田	地域再生計画
	高山市	ОД	©O	40 42~45	0			0	0	0	0	ОД	0	17		0
飛騨	飛騨市	Δ	©O	42 44~46	0			0	0	0	0	ΟΔ	0	6	0	0
地域	下呂市	Δ	0	41~45	0			0		0		ОД	0	9	0	0
-50	白川村	Δ	00		0			0		0	0	ОД		3		0
	<b>i</b>	都 35	豪 10	16	17	4	3	24	3	40	16	積 雪 15	14	104	6	42
		保 25	うち特 豪名	うちー 部指定 14	うちー 部指定 <b>7</b>					うちー 部指定 2		寒 冷 15				

(注) 1 中部圏 都市開発区域 :○

保全区域 : △

2 豪雪地带 : 〇

特別豪雪地帯 : ◎

3 山村(振興山村) : ○の中の数字は指定年度

4 積雪地帯 :○

寒冷地帯 :△

5 辺 地 : 数字は市町村内における辺地の地域数

6 各メニュー共通事項として、一部対象地域を有する市町村を含む(詳細については、

各メニュー該当ページを参照のこと。)

### イ 財政上の援助措置

		財	政	援	
区分	根拠法令	国 庫 補 助 率	盛の引	き上げ	
中 部 圏	中部圏の都市 整備区域、都 市開発区域及 び保全区域の 整備等に関す る法律				
豪雪地带·	   豪雪地帯対策		豪雪地带	特別豪雪地帯	一般
特別豪雪地帯	特別措置法	1. 小中学校の分校校舎、屋 内運動場、寄宿舎の新増築 及び教職員宿舎の建築	1/2	5. 5/10	1/2
		2. 小中学校の分校校舎、屋 内運動場及び寄宿舎の危険 建物等改築	1/3	5. 5/10	1/3
		3. 農山漁村振興交付金	1/2	5. 5/10	1/2
		4. 農業競争力強化農地整備 事業、農地中間管理機構関 連農地整備事業(県営経営 体育成基盤整備事業	1/2	5. 5/10	1/2
		5. 農地耕作条件改善事業(県営農業基盤整備促進事業)	1/2	5. 5/10	1/2
		6. 農業競争力強化農地整備 事業、水利施設等保全高度 化事業(農業経営高度化支 援事業)	1/2	5. 5/10	1/2
		7. 水利施設等保全高度化事業のうち農地集積促進型及び簡易整備型、農業水路等長寿命化・防災減災事業(県営かんがい排水事業)	1/2	5. 5/10	1/2
		8. 農村地域防災減災事業、 農業水路等長寿命化・防災 減災事業(県営ため池等整 備事業、県営湛水防除事業、 県営特定農業用管水路等特 別対策事業)	1/2	5. 5/10	1/2

助	措	置	7 页版页短址埋
地方	債	交 付 税	その他の援助措置
			1. 特定の事業用資産の買換えの 場合における課税の特例措置
一般補助施設業」分として財政である。	<b>対策整備事</b>	積雪の差による地域区分に応じ、道路、建物等の除雪関係経費等の増加経費を割増算入	1. 基幹的な市町村道の県代行事業(特別豪雪地帯) 2. 安全安心な雪国創造事業 3. 特定地域保健医療システム 4. 医療用雪上車の整備補助 5. 民間社会福祉施設除雪費補助 6. 浄化槽設置整備事業 7. 公共浄化槽等整備推進事業 8. 県営ため池防災対策事業 特別豪雪 8.5/10 一般 7.5/10  (採択基準の緩和等) 1. 農業農村整備事業 2. 農業競争力強化農地整備事業 2. 農業競争力強化農地整備事業 、水利施設等保全高度化事業、農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金 3. 小中学校危険建物改築事業における緩和措置

	扫抽水人	財	政	援
区分	根拠法令	国 庫 補 助 率	図の 引	き上げ
山 村 (振興山村)	山村振興法	1. 公立小中学校危険建物等改築	振興山村 5.5/10	一般地域 (財政力) 1/3 指数 0.4未満
		2. 保育所の新設、改築等	5. 5/10	財政力     1/2       指数     0.4未満
		3.森林管理道・林業生産基 盤整備道・山村強靭化林 道・林業専用道及び森林施 業道の開設(森林造成林 道・峰越連絡林道を除く)	1/2	4. 5/10
		4. 農山漁村振興交付金 5. 農業競争力強化農地整備 事業、農地中間管理機構関 連農地整備事業(県営経営 体育成基盤整備事業	5. 5/10 5. 5/10	1/2 1/2
		6. 農地耕作条件改善事業(県営農業基盤整備促進事業)	5. 5/10	1/2
		7. 農業競争力強化農地整備 事業、水利施設等保全高度 化事業(農業経営高度化支 援事業)	5. 5/10	1/2
		8. 水利施設等保全高度化事業のうち農地集積促進型及び簡易整備型、農業水路等長寿命化・防災減災事業(県営かんがい排水事業)	5. 5/10	1/2
		9. 農村地域防災減災事業、 農業水路等長寿命化・防災 減災事業(県営ため池等整 備事業、県営湛水防除事業、 県営特定農業用管水路等特 別対策事業)	5.5/10	1/2

助 措	置	
地 方 債	交 付 税	その他の援助措置
法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す範囲で配慮する。	認定法人に対する固定資産税の不均一課税に伴う減収額を基準財政収入額から控除する。	1.農山漁村振興交付金によるを合的な施門を開墾を開墾を開墾を開墾をできます。 出村事生総合対策事業による支援 3.基幹的な市町村道及び農道、林道の制制時間では、一個、大阪の大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大

		財	政	援
区分	根拠法令	国 庫 補 助 率	図の引き.	上げ
過疎地域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別世界は	1. 公立小中学校の統合に伴う校舎、屋内運動場の新増	過疎地域 5.5/10	一般地域 1/2
	別措置法	<ul><li>築及び改修</li><li>2. 保育所の新設、改築等</li><li>3. 消防器具の購入、設置</li><li>4. 公立小中学校の統合に伴</li></ul>	5. 5/10 5. 5/10 5. 5/10	1/2 1/3 —
		う教職員住宅の建築 5.公立小中学校危険建物等 改築	5. 5/10	1/3
		6. 農山漁村振興交付金 7. 農業競争力強化農地整備 事業、農地中間管理機構関 連農地整備事業(県営経営 体育成基盤整備事業	5. 5/10 5. 5/10	1/2 1/2
		8.森林管理道・林業生産基 盤整備道・山村強靭化林 道・林業専用道及び森林施 業道の開設(森林造成林 道・峰越連絡林道を除く)	1/2	4. 5/10
		9. 農地耕作条件改善事業(県営農業基盤整備促進事業)	5. 5/10	1/2
		1 0. 農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業(農業経営高度化支援事業)	5. 5/10	1/2
		1 1. 水利施設等保全高度化 事業のうち農地集積促進型 及び簡易整備型、農業水路 等長寿命化・防災減災事業 (県営かんがい排水事業)	5. 5/10	1/2
		12. 農村地域防災減災事業、 農業水路等長寿命化・防災 減災事業(県営ため池等整 備事業、県営湛水防除事業、 県営特定農業用管水路等特 別対策事業)	5. 5/10	1/2

助   措     地   方     債	置     交 付 税	その他の援助措置
過疎地域持続という。 過球地域神にある施いの情とのでは、 一般では、 一成な 一成な 一成な 一成な 一成な 一成な 一成な 一成な	左により発行した地方債の元利償還金の 70%を基準財政需要額に算入する。 事業税、不動産取得税及び 固定資産税の課税免除又は 不均一課税に伴う減収額を 基準財政収入額から控除する。	1. 過疎地域持続的発展支援事業 過疎地域集落再編整備事業 過疎地域遊休施設再整備事業 過疎地域等集落ネットワーク圏形成 支援事業 2. 過疎地域持続的発展支援交付金 3. 特別土地保有税の非課税 4. 中山間地域農業農村総合整備事業、農山漁村地域整備交付金のうち中山間地域総合整備事業) 5. 小水力発電活用支援事業(県補助率の引き上げ) 過疎地域5.5/10 一般地域1/2 6. 県営ため池防災対策事業 振興山村8.5/10 一般地域7.5/10 (採択基準の緩和等) 1. 農業農村整備事業 2. 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、大利施設等保全高度化事業、農山漁村地域整備交付金

		財	政	援
区分	根拠法令	国 庫 補 助 率	図の引き上し	<b>ず</b>
水源地域	水源地域対策特別措置法	[引上げ…対象ダムのみ]  1. 農道の新設若しくは変更 又は農用地造成(土地改良 法) 2. 保安施設事業(森林法) 3. 河川改良(河川法)  4. 砂防工事(砂防法) 5. 県道及び市町村道の新設、改築(道路法) 6. 簡易水道事業の用に供する施設の新増設(水道と) 7. 公立小中学校の統合に伴う校舎又は屋内運動場の新増築(義務教育諸学校施設費国庫負担法) 8. 診療所の新・改築(医療法)		5. 5/10 5. 5/10
振 興 拠 点 地	多極分散型国土形成促進法			

助	措	置	Ī		その他の援助措置
地方	債	交	付	税	ての他の抜助疳直
		固定資産に伴うら控のでは、	双額を基		
法令の範囲にて、資金事情及体の財政状況がで配慮する。	び当該団				

	In the Market				財			政			擅	<del></del>
区分	根拠法令	国	庫	補	助	率	の	引	き	上	げ	
特定農山村地域	特定農山村地域における農林業等の活性 化のための基盤 の促進に関する法律	1. 農山漁村振 2. 農業競争力 事業、農地中 連農地整備事 体育成基盤整	7強化 7間管 事業	∠農地 ぎ理材 (県き	也整( 幾構[	對	5. 5	E農山 5/10 5/10	i村			一般地域 1/2 1/2
		3. 農地耕作条 営農業基盤整 4. 農業競争力 事業、水利施	が は は は は は は は は は は は り は り は り り り り	進事	事業) 也整個	莆		5/10				1/2
		化事業(農業 援事業) 5.水利施設等 業のうち農地 び簡易整備型 長寿命化・防禁	等保全 也集積 上、農 災減	之高原 資促之 :業才 災事	度化 生型  な路等	事及	5. 5	5/10				1/2
		6.農村地域以 農業水路等長 減災事業(県 備事業、県営 県営特定農業 別対策事業)	5災海 長寿命 見営た 湛水	成災₹ 分化 こめれ 防除	· 防炎 也等型 事業	災 整、	5. 5	5/10				1/2
		7.強い農業・ 総合支援交付 施設等支援タ	士金	(産)		幹					設・1	4/10 集出荷貯蔵
							1.	火基準	準の編 農業 交付	緩和等 ・担 金 ()	い手	1/3 づくり総合 基幹施設等
低開発地域工 業 開 発地	低開発地域工 業開発促進法											

	置			
地 方 債	交	付	税	その他の援助措置
法令の範囲内において、資金事情及び当該団体の財政状況が許す範囲内で配慮する。	置に伴から控制を関係を持ちられている。	額を基		1. 中山間地域農業農村総合整備事業、 農山漁村地域整備交付金のうち中山間 地域総合整備型(県営中山間地域総合 整備事業) 2. 小水力発電活用支援事業(県補助率 の引き上げ) 特定農山村 5.5/10 一般地域 1/2 3. 県営ため池防災対策事業 特定農山村 8.5/10 一般地域 7.5/10 (採択基準の緩和等) 1. 農業農村整備事業 2. 農業競争力強化農地整備事業、水利施 設等保全高度化事業、農村地域防災減災 事業、農山漁村地域整備交付金
法令の範囲内において、資金事情及び当該団体の財政状況が許す範囲で配慮する。	固定資産 は不均一課 を基準財政 する。	税に伴		特別土地保有税の非課税

豆 八	根拠法令				財			政			援		
区分			国	庫	補	助	率	Ø	引	き	上	げ	
農村産業法対象 区域	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律												
地方拠点都市地域	地方拠点都市 地域の整備及 び産業業務施 設の再配置の 促進に関する 法律												
促 進区 域 (地域未来投資 促進法)	地域経済牽引事業の促進の場合を受ける地域の基盤の基盤を受けるというできます。												
地域再生計画区域	地域再生法												

	置	
助 措 地 方 債	交付税	その他の援助措置
法令の範囲内において、資金事情及び当該団体の財政状況が許す範囲で配慮する。	固定資産税の課税免除又 は不均一課税に伴う減収額 を基準財政収入額から控除 する。 ※課税免除又は不均一課税 の対象は、平成21年12月 31日までの一定の設備の新 増設に限る。	1. 農用地を譲渡した場合の所得税の軽減 2.日本政策金融公庫による低利子融資
法令の範囲内において、資金事情及び当該団体の財政状況が許す範囲で配慮する。	固定資産税の不均一課税 に伴う減収額を基準財政収 入額から控除する。	拠点地区に設置される産業業務施設、 教養文化施設等に係る地方税の特例
	固定資産税の課税免除又 は不均一課税に伴う減収額 を基準財政収入額から控除 する。(3年間)	1. 先進的な事業に必要な設備投資に対する課税の特例 2. 日本政策金融公庫の低利融資 3. 中小企業信用保険法の特例 4. 中小企業投資育成株式会社法の特例 5. 食品流通構造改善促進法の特例 6. 特許法の特例 7. 商標法の特例 8. 財産の処分の制限に係る承認手続きの特例 9. 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度(地域未来投資支援資金)
法令に規定する事業 (総務省令で定めるもの) の経費は、地方財政法第 5条の規定にかかわらず、 地方債をもってその財源 とすることができる。(公 共施設等適正管理推進事 業債)	う減収額を基準財政収入額	

		財	政	援
区分	根拠法令	国 庫 補 助 率	図の引き上	げ
積雪寒冷特別地域	積雪寒冷特別 地域における 道路交通の確 保に関する特 別措置法	道路交通確保5ヶ年計画に 基づいて実施する除雪、防雪 又は凍雪害の防止に係る事業	防雪、凍雪害防止 除雪	6/10 2/3
辺地	辺地に係る公 共的施設の ため の財政上の り 措置等 に関 する 法律			
公害防止計	公害の防止に		特定地域	一 般
画を制定す	関する事業に	1. 特定公共下水道	1/2	1/3
る特定地域	係る国の財政	2. 都市下水路	1/2	4/10
	上の特別措置	3. 公共下水道(終末処理場)	1/2	5. 5/10
	に関する法律	4. 公共下水道(その他)	_	1/2
		5. 流域下水道(終末処理場)	1/2	2/3
		6. 流域下水道(その他)	_	1/2
		<ul><li>7. 河川等のしゅんせつ・導</li><li>水等</li></ul>	1/2	1/3
		8. 公害防除特別土地改良事業	5. 5/10	1/2
		9. ダイオキシン類対策 (土壌汚染防止、除去等)	5. 5/10	1/2
地震防災対	地震防災対策		特例	通常
策強化地域	強化地域にお	消防用施設	1/2	1/3
	ける地震対策	社会福祉施設(木造)	2/3	1/2
	緊急整備事業 に係る国の財 政上の特別措 置に関する法 律	公立小中学校(補強・改築)	1/2 又は 2/3	1/3

助	助 措				その他の援助措置		
地方	債	交	付	税	ての他の接明措直		
総合整備計画 て実施する公共 設備につき当該 要する経費につ 地方財政法第5 にかかわらず地 って財源とする きる。(辺地対策	的施設の 市町では、 条の債をも でしまして でしまして	左によりの元利償還財政需要額	金の 8				
環境基本法の 負担率の適用を 業について、適 拡大及び政府資 充当の措置を講	受ける事 債事業の 金の優先	公害防止 充てた地方 臣が指定の 50% 額に算入す ※1につい の措置な	情のうるもの るを基準 る。 ては、特	の元利償準財政需要			
嵩上げ事業はは、地方財政法 い経費について	で定めな	嵩上げ事 還金につい 政需要額に	て、50%	系る元利償 %を基準財			

	根拠法令	財 政 援
区分		国庫補助率の引き上げ
指定棚田地域	棚田地域振興法	1. 農山漁村振興交付金(農 山漁村活性化整備対策) 指定棚田 一般地域 5. 5/10 1/2
		2. 強い農業・担い手づくり 総合支援交付金(産地基 幹施設等支援タイプ)(稲の育苗施設) 1/2 (米の乾燥調製施設・集出荷貯蔵 施設)
		1/2 1/3
		3. 農業競争力強化農地整備 5. 5/10 1/2 事業、農地中間管理機構 関連農地整備事業(県営 経営体育成基盤整備事 業)
		4. 農地耕作条件改善事業 (県営農業基盤整備促進 事業) 5. 5/10 1/2
		5. 農業競争力強化農地整備 事業、水利施設等保全高 度化事業(農業経営高度 化支援事業) 5. 5/10 1/2
		<ul> <li>6. 水利施設等保全高度化事業のうち農地集積促進型及び簡易整備型、農業水路等長寿命化・防災減災事業(県営かんがい排水事業)</li> <li>5. 5/10</li> <li>1/2</li> </ul>
		7. 農村地域防災減災事業、 農業水路等長寿命化・防 災減災事業(県営ため池 等整備事業、県営湛水防 除事業、県営特定農業用 管水路等特別対策事業)

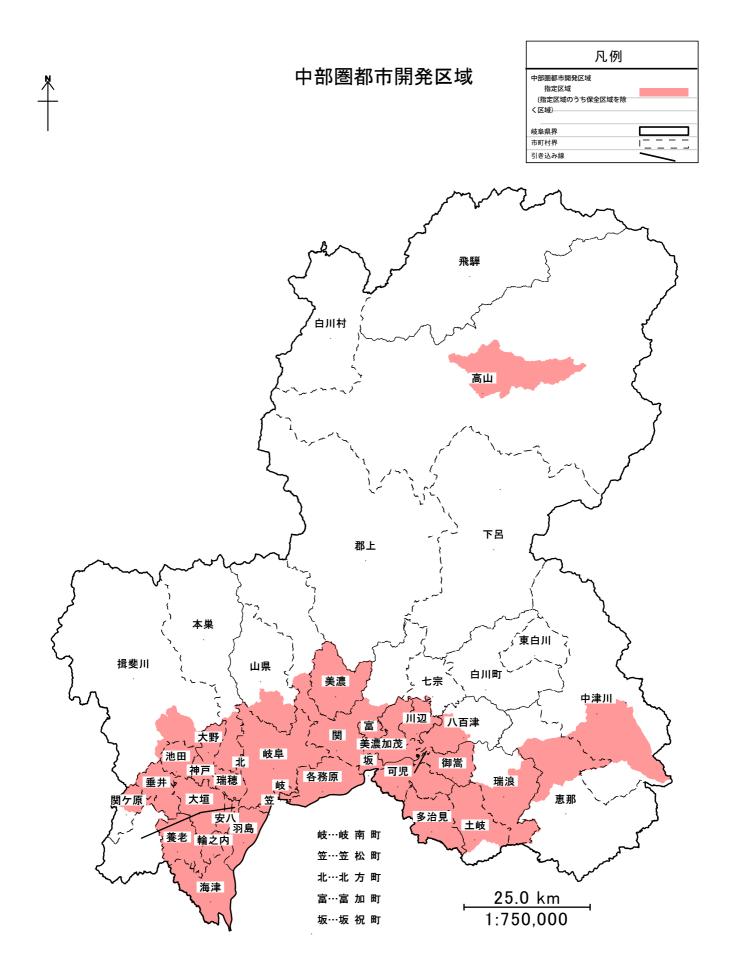
助		措	置			2. 办业办坛中世界
地	方 债	責	交	付	税	その他の援助措置
						1. 中山間地域等直接支払交付金の 対象地域に指定棚田地域を追加
						2. 中山間地域農業農村総合整備事業、農山漁村地域整備交付金の うち中山間地域総合整備型(県 営中山間地域総合整備事業)
						(採択基準の緩和等)
						1. 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)
						2. 農業競争力強化農地整備事業、 農地中間管理機構関連農地整備 事業、水利施設等保全高度化事 業、農村地域防災減災事業、農 山漁村地域整備交付金

# 第2部 地域指定区分図

# (1) 財政上の特別措置のあるもの

# ア中部圏都市開発区域

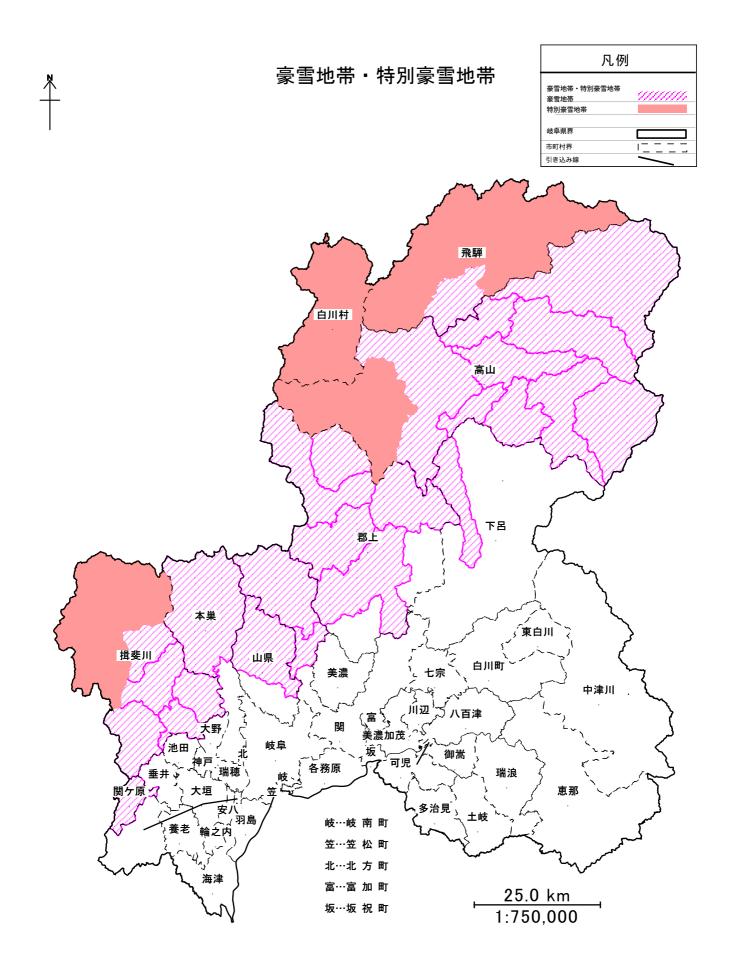
法律名	中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)							
計 画 名	岐阜 区域都市開発区域建設計画 高山							
指定年月日	昭和43年1	1月14日(総告第43号) 35市町村						
指定面積	_	_						
	広域名	市町村名						
	岐阜	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市(旧伊自良村のうち長滝、平井、掛、 松尾及び上願の各区域並びに旧美山町の区域を除く。)、瑞穂市、本巣 市(旧本巣町のうち日当、金原、佐原、神海、木知原及び外山の各区域 並びに旧根尾村の区域を除く。)、羽島郡岐南町、同笠松町、本巣郡北方 町						
岐 阜 区 域 右に掲げる 区域のうち	西濃	大垣市(旧上石津町の区域を除く。)、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町、同関ケ原町(大字今須の区域を除く。)、安八郡神戸町、同輪之内町、同安八町、揖斐郡揖斐川町(旧揖斐川町の区域に限る。)、同大野町、同池田町						
保全区域を除く区域とする。	中  濃	関市(旧関市及び旧武芸川町の各区域に限る。)、美濃市、美濃加茂市、可児市、加茂郡坂祝町、同富加町、同川辺町、同八百津町(福地、潮見、南戸、上吉田及び久田見の各区域を除く。)、可児郡御嵩町						
	東 多治見市、中津川市(旧中津川市のうち阿木、飯沼及び新坂の各区域除いた区域に限る。)、瑞浪市(大湫町及び日吉町の各地域を除く。)、那市(旧恵那市のうち笠置町、飯地町及び中野方町の各地域を除いた域に限る。)、土岐市(鶴里町の区域を除く。)							
高山区域	飛 騨 高山市(旧高山市の区域に限る。)							
所 管	玉	国 土 交 通 省 県 清流の国づくり政策課						



### (C) 岐阜県

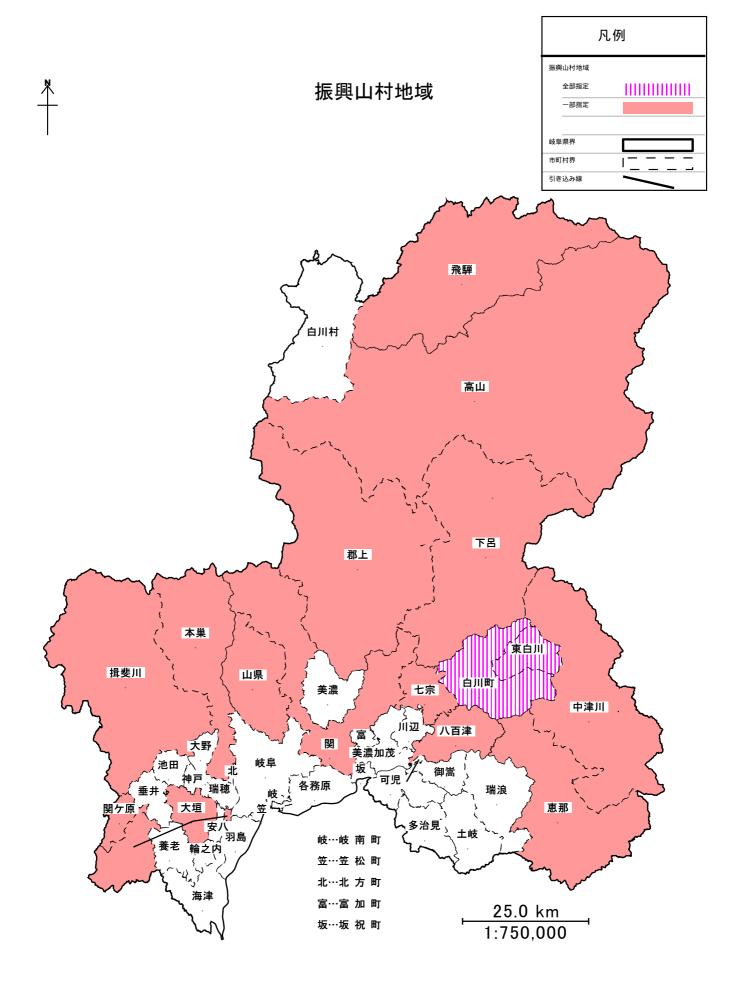
## イ 豪雪地帯・特別豪雪地帯

法	律	ļ.	名	豪雪地带对策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)						
計	画	Î	名	豪雪地带対策基本計画						
指分	定 年	三月	日	豪雪…昭和38 特別豪雪…昭	3年11月1日 和46年10月2日(旧坂	内村、旧神岡町は昭和 5	54年4月2日付)			
指	定	面	積	581, 001 ha	うち、特別豪雪 17	8, 147 ha				
				圏域名	市町村名	面 積 (ha)	人口(人)〔令2国調〕			
				岐阜 (2)	※ 山 県 市	15, 800	5, 874			
				哎 早 (2)	※ 本 巣 市	29, 583	1, 185			
				西 濃 ( 2 )	関ケ原町	4, 928	6, 610			
	指 定 区			户 版(2)	◎揖斐川町	80, 344	19, 529			
指		区	域	中濃(2)	※ 関 市	22, 743	2, 699			
711	<i>/</i> _			1 100 (2)	※ 郡 上 市	85, 079	33, 371			
					◎ 高 山 市	217, 761	84, 419			
				飛騨 (4)	◎ 飛 騨 市	79, 253	22, 538			
				/N 107 ( 1 )	※ 下呂市	9, 846	1, 051			
					◎ 白 川 村	35, 664	1, 511			
				合 計	10 市町村	581, 001	178, 787			
備			考	※山県市のう 及び旧板取 旧明宝村の ②は特別豪雪 揖斐川町の	県内市町村の23.8% 県人口の9.5% 県内土地面積の54.7% ※山県市のうち旧美山町の区域、本巣市のうち旧根尾村の区域、関市のうち旧洞戸村及び旧板取村の区域、郡上市のうち旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧高鷲村及び旧明宝村の区域、下呂市のうち旧馬瀬村の区域 ②は特別豪雪地帯 揖斐川町のうち旧坂内村及び旧徳山村の区域、高山市のうち旧荘川村の区域、 飛騨市のうち旧河合村、旧宮川村及び旧神岡町の区域					
所			管	国	国 土 交 通 省	県	市町村課			



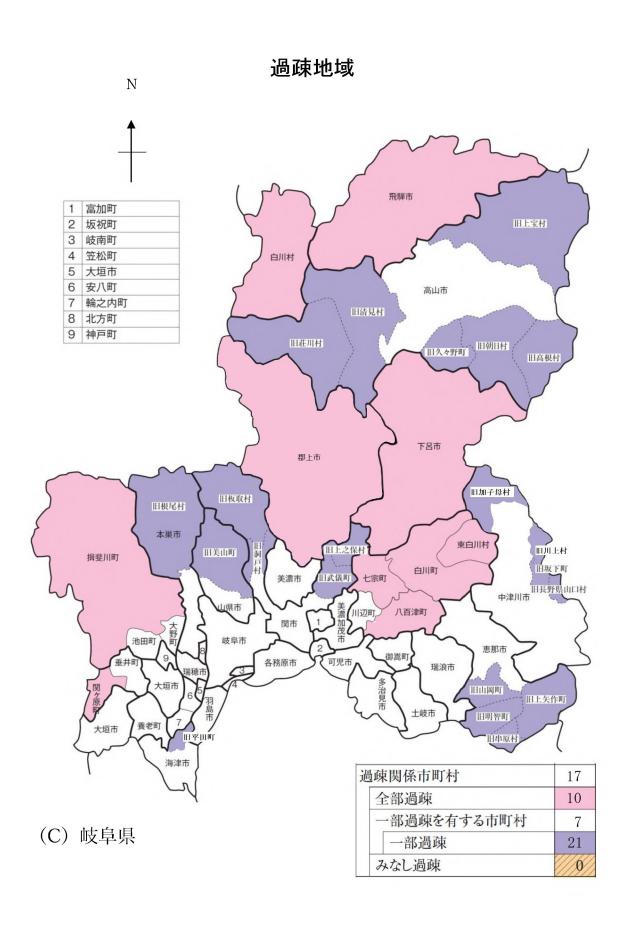
## ウ振 興 山 村 地 域

法	律	名	山村振興法(	山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)							
計	画	名	山村振興基本	山村振興基本方針・山村振興計画							
指	定 面	積	714, 524 ha	(1960 センサス) (旧市町村)							
			圏 域 名	振興山村地域を含む市町村名							
			岐 阜 (2)	山県市、本巣市							
			西 濃 (3)	大垣市、関ケ原町、揖斐川町							
指	定 区	域	中 濃 (6)	中 濃(6) 関市、郡上市、七宗町、八百津町、白川町、東白川村							
			東 濃 (2)	東 濃 (2) 中津川市、恵那市							
			飛 騨 (3)	飛 騨 (3) 高山市、飛騨市、下呂市							
			県内市町村のうち 16 市町村 県内土地面積の 67.1%								
備		考	○人口密度 ( ○生産基盤施	(指定要件) ○農林業センサスによる林野率 75%以上 ○人口密度 (1町歩当たり) 1.16 人未満 ○生産基盤施設及び生活環境施設等の公共施設の整備が遅れていること ○旧市町村の区域							
所		管	围	国 土 交 通 省 総 務 省 県 市 町 村 課 農 林 水 産 省							



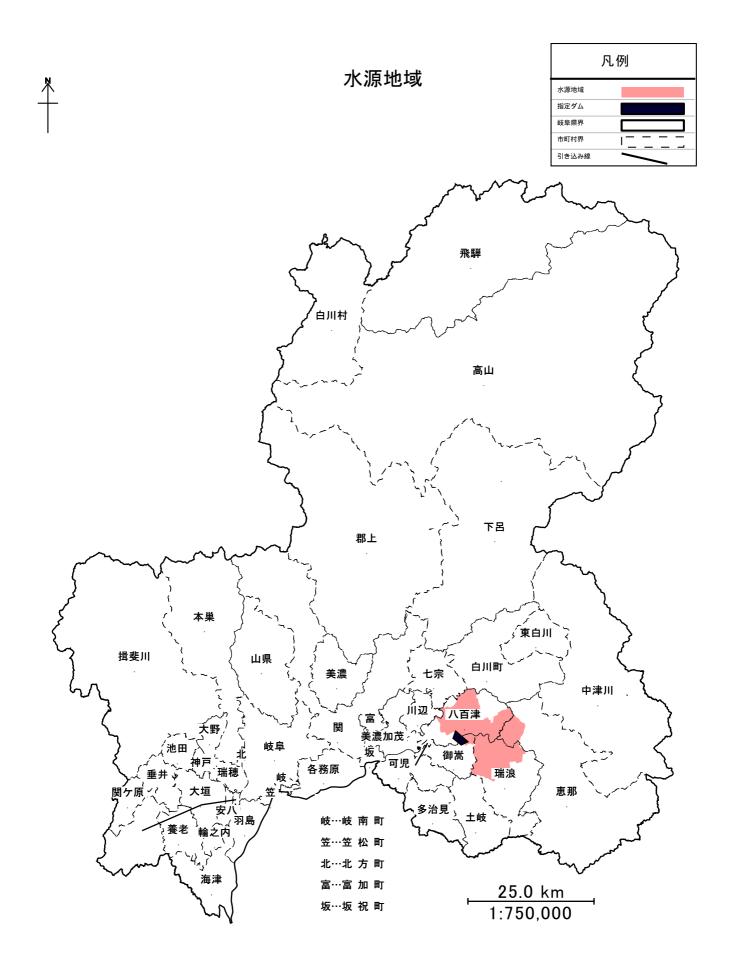
## 工過 疎 地 域

法	律	名	過疎地域の持	2域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)					
計	画	名	過疎地域持続	過疎地域持続的発展方針・過疎地域持続的発展市町村計画					
指	定 面	積	740, 713ha						
			圏域名	市町村名	面 積 (ha)	人口(人)〔令2国調〕			
			岐阜(2)	※ 山 県 市	15, 800	5, 874			
			以 平 (2)	※ 本 巣 市	29, 583	1, 185			
				揖斐川町	80, 344	19, 529			
			西濃(3)	関ヶ原町	4, 928	6,610			
				※ 海 津 市	1, 629	6, 676			
				※ 関 市	34, 202	6, 890			
				郡上市	103, 075	38, 997			
			<b>中 油 (c)</b>	七宗町	9, 047	3, 402			
指	定 区	域	中 濃 (6)	八百津町	12, 879	10, 195			
				白 川 町	23, 790	7, 412			
				東白川村	8, 709	2,016			
			東 濃 (2)	※ 中津川市	19, 793	9, 066			
			果 仮 (2)	※ 恵 那 市	29, 727	11,020			
				※ 高 山 市	167, 169	10, 905			
			飛 騨 (4)	飛騨市	79, 253	22, 538			
			飛 騨 (4)	下呂市	85, 121	30, 428			
				白 川 村	35, 664	1,511			
			合 計	17 市町村	740, 713	194, 254			
			※山県市の 平田町の図	内市町村の40.5% 県人口の9.8% 県内土地面積の69.7% (山県市のうち旧美山町の区域、本巣市のうち旧根尾村の区域、海津市の平田町の区域、関市のうち旧洞戸村、旧板取村、旧武儀町及び旧上之保					
備		考	域、恵那市	川市のうち旧坂下町、旧川市のうち旧山岡町、旧明 <sup>4</sup> 日清見村、旧荘川村、旧	智町、旧串原村及び旧	上矢作町の区域、高山			
所		管	国	総 務 省	県	市町村課			



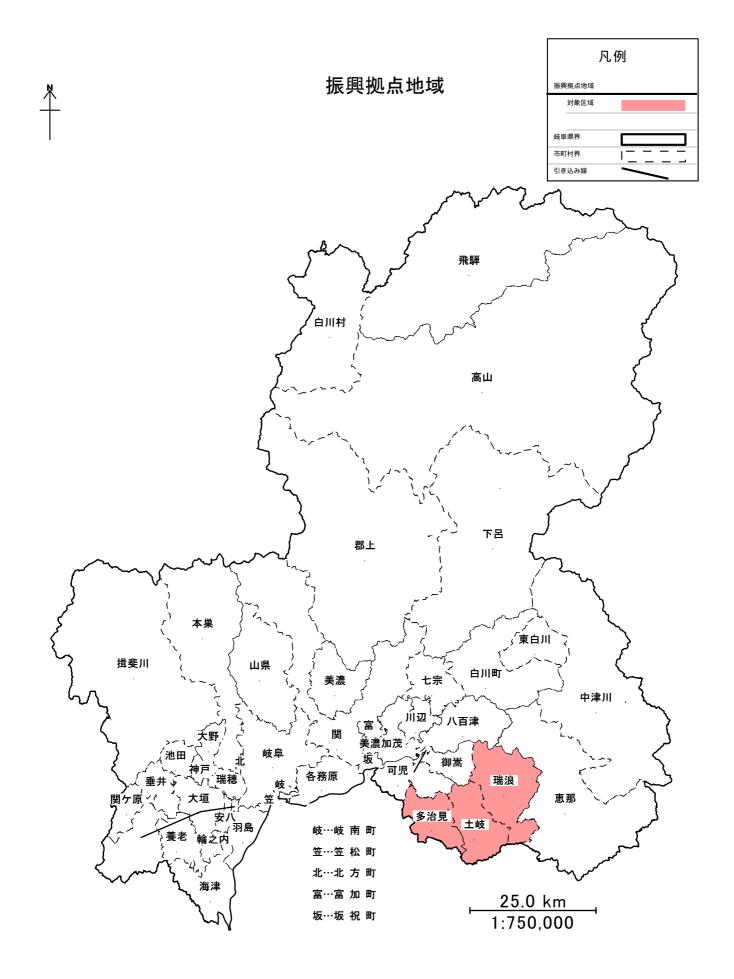
才水 源 地 域

法 律 名	水源地域対策特別措置法(昭和 48 年法律第 118 号)							
計 画 名	水源地域整備計画							
ダ ム 名	新丸山ダム							
ダム指定年 月 日	平成 2 年 3 月 26 日							
水 源 地 域指定年月日	平成 5 年 11 月 10 日							
整備計画公示年月日	平成 6 年 2 月 3 日 平成 14 年 3 月 29 日 (一 部 変 更)							
指定ダム	木曽川水系木曽川 新丸山ダム							
水源地域	瑞浪市     日吉町       大湫町     恵那市       加茂郡八百津町     八百津       久田見     南戸       潮見     可児郡御嵩町       大久後     小和沢							
水源地域指定 地外整備事業 実施市町村								
備考								
所 管	国 且 土 交 通 省 県 水 資 源 課							



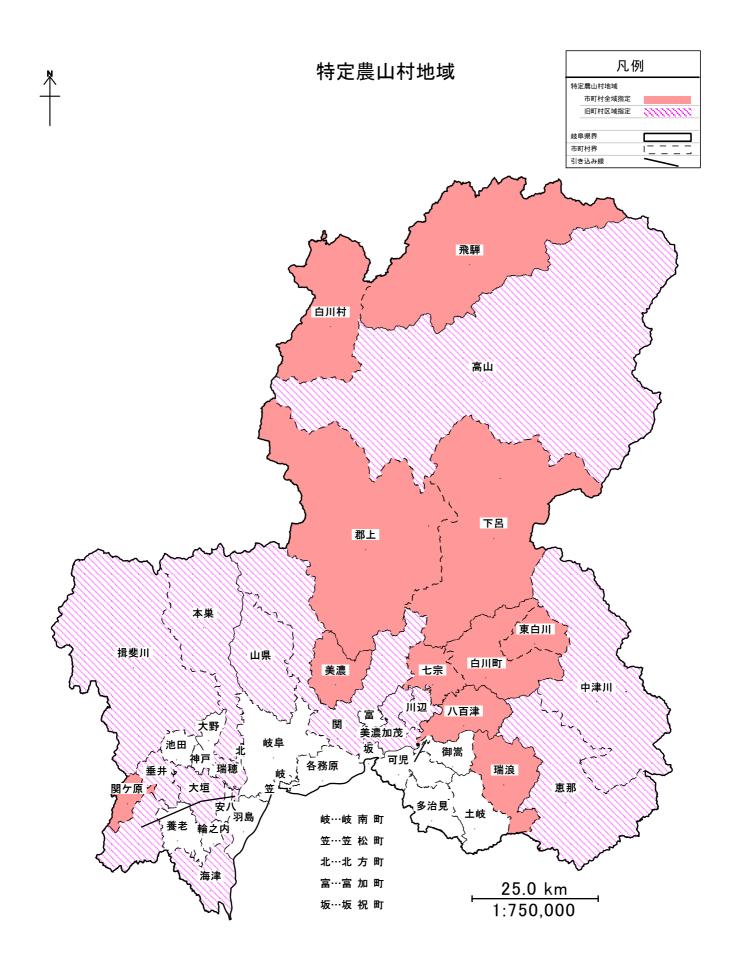
# 力 振 興 拠 点 地 域

法	律	名	多極分散型国土形成促進法(昭和 63 年法律第 83 号)							
計	画	名	東濃研究学園都市構想							
同	意年月	日	平成 5 年 3 月 29 日							
対	象 面	積	38, 213 ha							
対	象 区	域	多治見市、瑞浪市、土岐市							
備		考								
所		管	国 国土交通省 県 地域振興課							



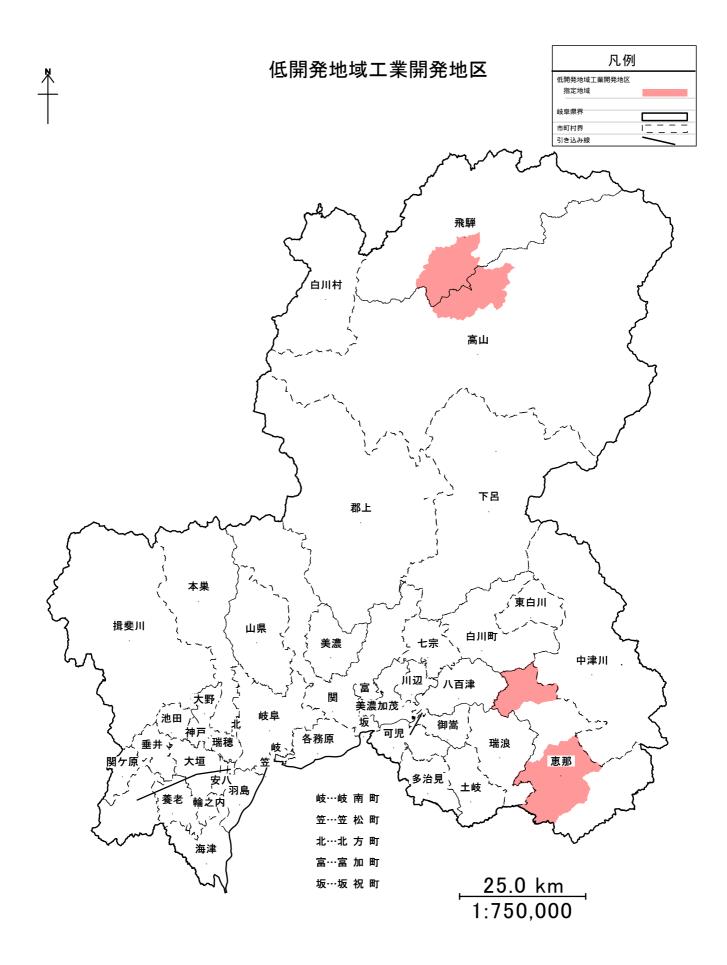
# キ特定農山村地域

法 律 名	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成5年法律第72号)								
計 画 名	農林業等活性化基盤整備計画								
指定年月日	平成5年9	9月28日 24市町村(うす	ち 11 市町村は	市町村全域指定)					
	圏域名	市町村全域が特定農山村地域	旧町村の	の区域が特定農山村地域					
	凹坝石	用門们主域//*行足展田们地域	市町村	旧町村名					
	岐阜		瑞穂市 本巣市 山県市	穂積町(鷺田村 3-2) 本巣町、根尾村 伊自良村(上伊自良村)、 美山町					
	西 濃	関ケ原町	大垣市 海津市 垂井町 揖斐川町	上石津町 南濃町(石津村) 垂井町(岩手村 2-1) 揖斐川町(春日村 2-2)、 谷汲村、春日村、久瀬村、 藤橋村、坂内村					
指定区域	中 濃	七宗町、八百津町、白川町東白川村、美濃市、郡上市	美濃加茂市 川辺町 関市	美濃加茂市(三和村 2-1) 上米田村、下麻生町 2-1、三 和村 2-2 洞戸村、板取村、武芸川町 (東武芸村)、武儀町、 上之保村					
	東	瑞浪市	中津川市 恵那市	中津川市(中津町、阿木村、神坂村 2-1)、川上村、加子母村、付知町、福岡町、 蛭川村、山口村 恵那市、岩村町、山岡町(鶴岡村)、明智町、串原村、 上矢作町					
	飛 騨	飛騨市、白川村、下呂市	高山市	高山市(大八賀村)、 丹生川村、清見村、荘川村、 宮村、久々野町、朝日村、 高根村、国府町、上宝村					
要件	33%以_ ②勾配 15 33%以_ ③林野率 ④15 歳以 対する ⑤中部圏 ⑥人口 10	上 度以上の畑面積が全畑面積の 上 75%以上 上人口に対する農林業従事者 農林地割合 81%以上							
所 管	国	国土交通省・農林水産省 経済産業省・総 務 省	県	農村振興課					



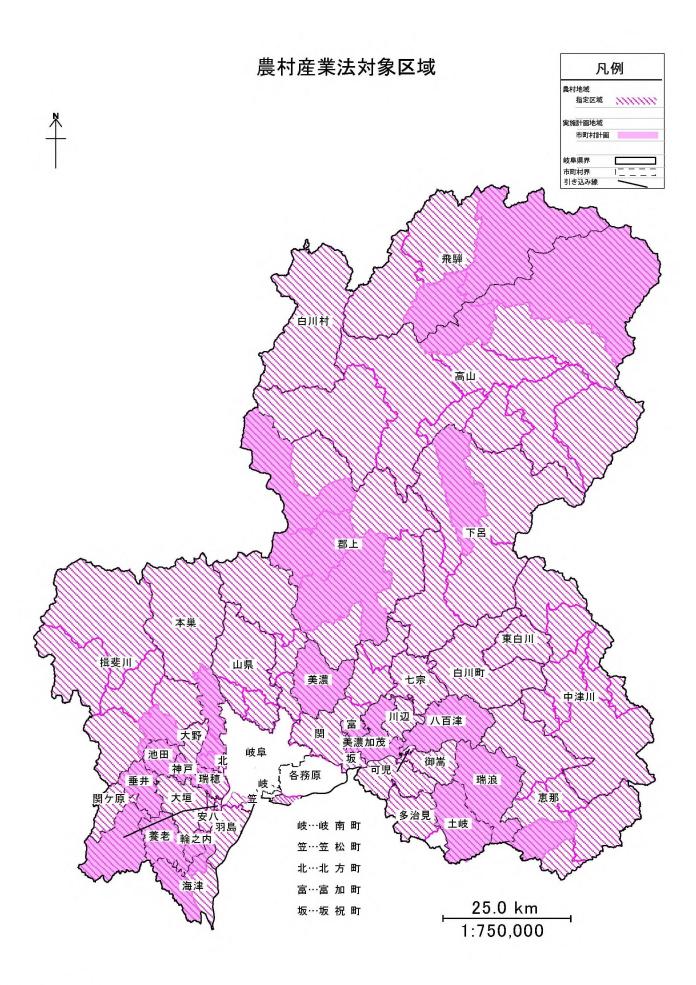
## ク 低開発地域工業開発地区

法 律 名	低開発地域工業開発促進法(昭和 36 年法律第 216 号)							
計 画 名								
指定年月日	昭和 38 年 10 月	21日 3市						
指定面積	41,823 ha							
	指定年月日	地区名	圏域名	市町村名				
指 定 地 区	S 38.10.21 (一部解除 S 46.10.21)	惠那地区 (23, 169ha)	東濃	恵那市(旧笠置村、旧中野方村、 旧飯地村、旧岩村町、旧山岡町、 旧明智町の区域)				
		高山地区 (18, 654ha)	飛   騨	高山市(旧国府町の区域)、 飛騨市(旧古川町の区域)				
	<ul><li>○計画策定</li><li>○特 例</li><li>○指定解除</li></ul>	指定後40年間は工場等の設置に対し財政助成制度の適用がある 次の地区については、中部圏開発整備法(昭和41年法律第102 第14条第1項の規定に基づく都市開発区域に指定され、低開 域工業開発促進法に基づく財政助成制度と同様の措置が、中 の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関す 律(昭和42年法律第102号)で講じられているため、指定が されている。						
備考		地区名(解除面積)	解除年月	市 町 村 名				
		中濃地区 (50,931ha)	S 45. 9.15	関市、美濃市、美濃加茂市、 可児市、坂祝町、富加町、 川辺町、御嵩町、兼山町				
		惠那地区 (10, 328ha)	S 46. 10. 21	旧笠置村、旧中野方村、 旧飯地村を除く区域				
		高山地区 (13, 957ha)		高山市				
所 管	国 国	土交通省・経済産業	業省 県	市町村課				



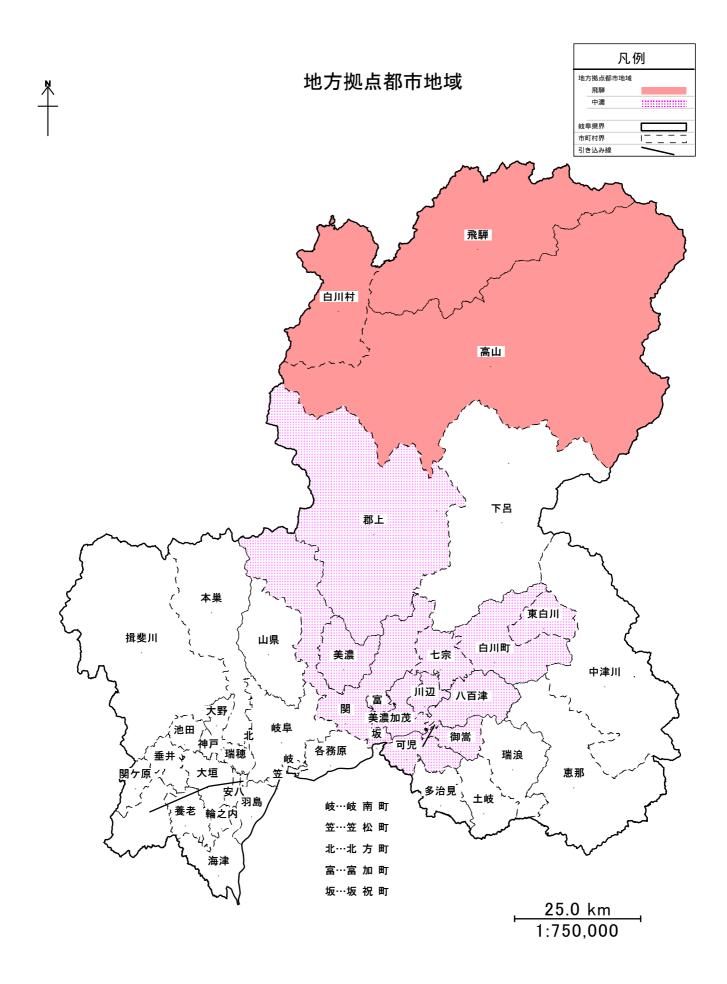
## ケ農村産業法対象区域

法 律 名	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和 46 年法律第 112 号)								
計 画 名	法第4	法第4条に基づく県基本計画、法第5条に基づく市町村実施計画							
指定年月日		<del>-</del>							
指 定 面 積		_							
	年度	市町村等名	計画策定 年月日	変更告示年 月日(最終)	工業導入地 区面積(m²)	団地数			
		瑞穂市(旧巣南町)	S47. 03. 03	H17. 11. 22	86, 535	3			
	S46	高山市(旧国府町)	S47. 02. 29	H16. 11. 26	34, 678	3			
		下呂市(旧萩原町)	S47. 03. 03	_	53, 605	2			
		大垣市(旧上石津町)	S47. 12. 27	Н9. 06. 12	278, 835	5			
		郡上市(旧白鳥町)	S48. 02. 28	R2. 11. 12	189, 197	1			
	S47	郡上市(旧八幡町)	S48. 03. 07	R2. 11. 12	48, 992	2			
		飛驒市(旧古川町)	S48. 02. 19	Н8. 06. 08	142, 495	3			
		揖斐川町(旧揖斐川町)	S49. 03. 15	H31. 03. 22	181, 502	2			
		郡上市(旧大和町)	S49. 02. 12	R2. 11. 12	0	0			
	S48	養老町	S49. 03. 29	_	121, 141	2			
		飛驒市(旧神岡町)	S49. 03. 29	S60. 02. 06	129, 296	3			
		高山市(旧上宝村)	S50. 01. 07	S55. 01. 11	9, 165	1			
	S49	恵那市(旧明智町)	S50. 03. 29	S59. 12. 27	204, 388	2			
指定区域		海津市(旧平田町)	S50. 03. 29	H13. 09. 17	192, 351	7			
	S50	富加町	S51. 10. 16	_	88, 575	1			
	S51	輪之内町	S52. 03. 11	H19. 12. 27	116, 582	3			
	S56	美濃加茂市	S56. 09. 28	_	300, 319	1			
		瑞浪市	S57. 02. 15	S58. 09. 24	604, 632	2			
		八百津町	S58. 10. 31	H20. 02. 14	250, 182	2			
	S58	池田町	S59. 01. 04	Н3. 03. 31	124, 011	3			
		本巣市(旧真正町)	S59. 03. 31	H2. 03. 31	95, 172	2			
	S61	本巣市(旧糸貫町)	S62. 01. 20	Н6. 03. 31	230, 310	2			
	S62	土岐市	S63. 02. 26	_	259, 212	2			
		垂井町	S63. 07. 02	-	55, 555	1			
	S63	美濃市	S63. 07. 15	-	482, 608	2			
		海津市(旧南濃町)	H元.03.31	H27. 07. 13	151, 986	3			
	НЗ	本巣市(旧本巣町)	H4. 03. 16	_	96, 366	1			
	H18	関ケ原町	H18. 07. 31	_	13, 586	1			
	H19	神戸町	H19. 10. 29	_	78, 440	1			
計					4, 619, 716	63			
備考	法第2条に規定されている「農村地域」で計画が可能である。 「農村地域」以外の市町村 ・岐阜市(旧岐阜市の区域)・各務原市(旧各務原市の区域) ・岐南町 ・笠松町 計4市町					丁			
所 管	国	農 林 水 産 経 済 産 業 厚 生 労 賃	笔 省	県		興 課 致 課			



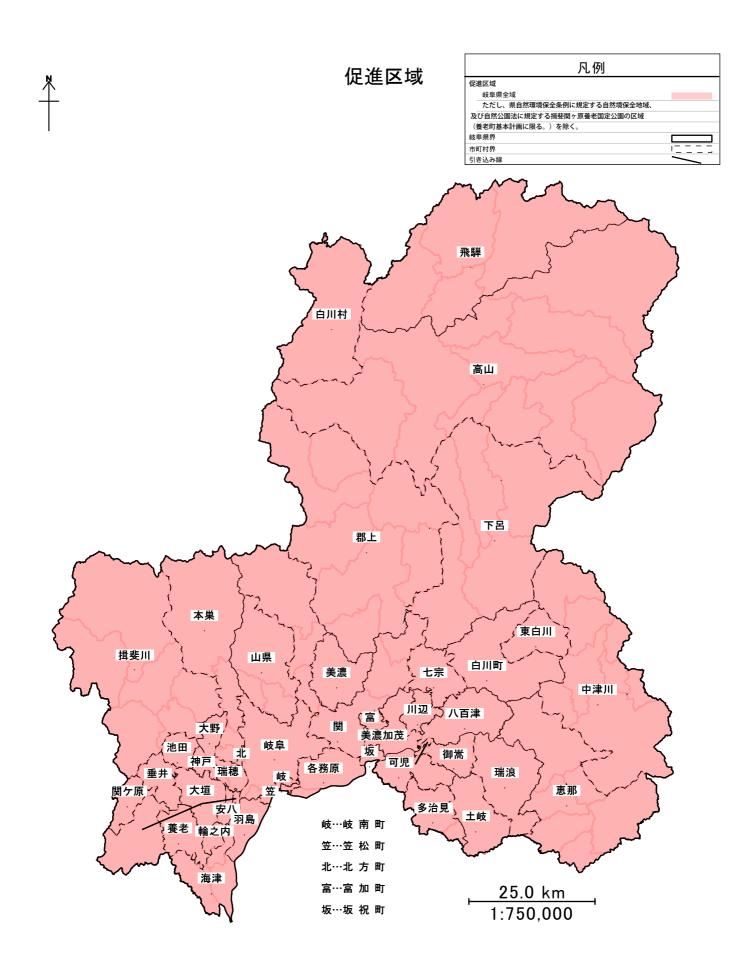
# コ地方拠点都市地域

法律	名	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (平成4年法律第76号)							
計 画	名	飛騨地方拠点都市地域基本計画 中濃地方拠点都市地域基本計画							
指定年月	日日	平成 5 年 2 月 12 日(岐阜県告示第 83 号) 平成 6 年 9 月 13 日(岐阜県告示第 570 号)							
指定面	積	332,678 ha(飛騨) 245,426 ha(中濃)							
指定区	域	(飛騨) 2市1村 高山市、飛騨市、白川村 (中濃) 5市7町1村 関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、 八百津町、白川町、東白川村、御嵩町							
備	考								
所	管	総務省       農林水産省       経済産業省       国土交通省    市町村課							



## サ 促 進 区 域 (地域未来投資促進法)

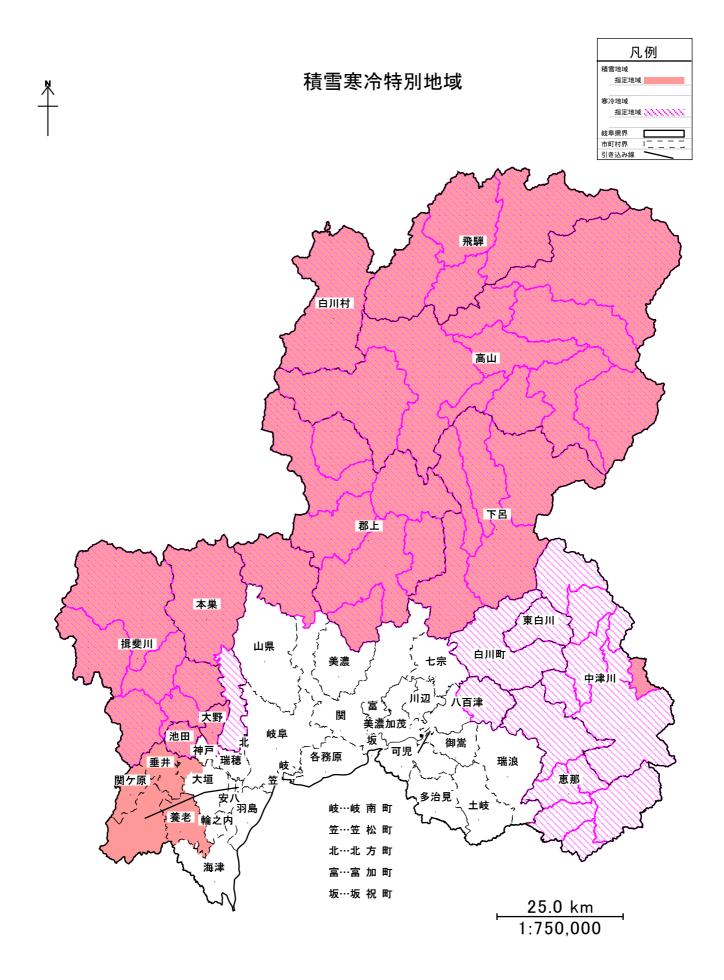
法律	名	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (平成 19 年法律第 40 号)
計 画	名	地域未来投資促進法基本計画(山県市、岐阜県の計2地域で策定)
指定年月	日	山県市基本計画第2期 ··· 令和6年4月1日 国同意 岐阜県基本計画 ··· 令和6年3月22日 国同意
指定面	積	_
指 定 区	域	岐阜県全域(ただし、県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域を除く。)
備	考	
所	管	総務省財務省財務省       財務省       厚生労働省農林水産省経済産業省国土交通省



## シ積雪寒冷特別地域

法 律	名	積雪寒冷特	別地域に	こおける〕	道路交	通の確何	呆に関する特		31 年法	:律第	72 号)
計画	名	積雪寒冷裝	別地域道	鱼路交通码	潅保 5	ヶ年計画	町				
指定年	月日	令和5年5	月8日								
		積 雪 地	」 域				寒	冷地	域		
	大	垣	市	*			高	山	市		
	高	Щ	市				関		市	*	
	関		市	*			中	津川	市		
	中	津	川 市	*			恵	那	市		
	飛	騨	市				飛	騨	市		
	本	巣	市	*			本	巣	市		
	郡	上	市				郡	上	市		
	下	呂	市				下	呂	市		
	養	老	町				揖	斐 川	町		
	垂	井	町				大	野	町		
	関	ケ原	亰 町				池	田	町		
	揖	斐 丿	川町				八	百 津	町	*	
	大	野	町				白	JII	町		
	池	Ш	町				東	白 川	村		
	白	Л	村				白	JII	村		
		計 15 市	町村				: 1	計 15 市町	丁村		
備	考	○上記の地	型域内にあ	っる指定道	 道路						
所	管	匤	国	土 交	通	省	県	道	路維	持	課

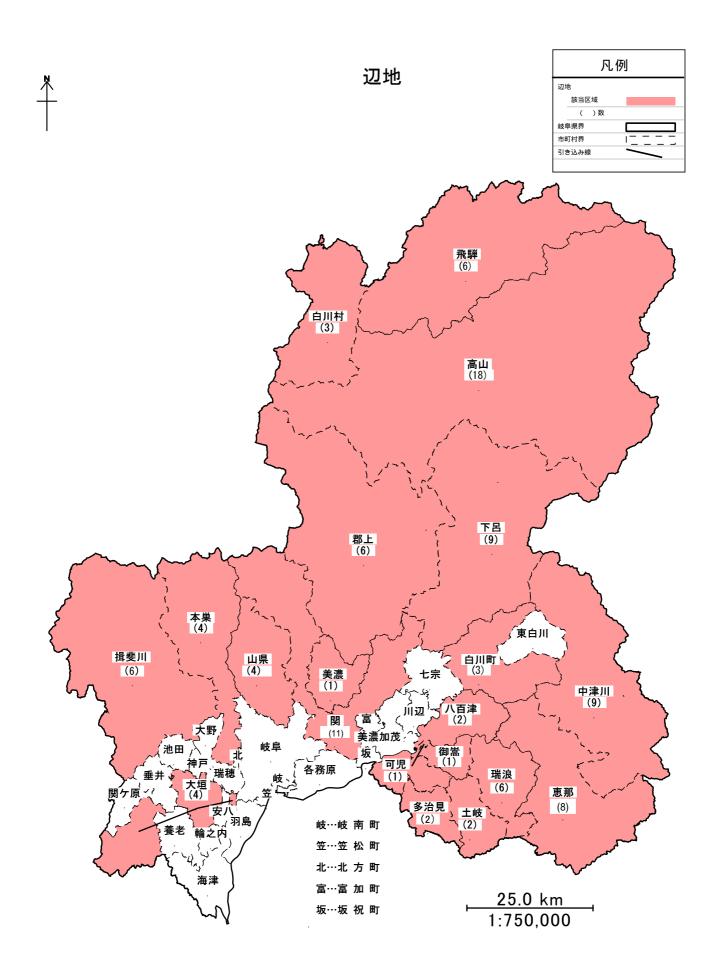
注)※: 大垣市については、旧赤坂町及び旧上石津町。本巣市については、旧根尾村。関市については、旧板取村。中津川市については、旧山口村。八百津町については、旧潮南村、旧福地村及び旧久田見村の区域である。



ス辺地

法	律	名	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (昭和 37 年法律第 88 号)						
計	画	名	辺地総合整備計画						
該	当 面	積	3, 582. 2 km²	(令和6年3月	31 日現在	)			
			圏 域 名	市町村名	辺地数	辺 地 名			
			岐阜	山県市	4	柿野、北山、日永、西葛原			
			哎	本巣市	4	本巣東、金原、根尾東、根尾西			
				大垣市	4	西山、時山、細野、奥			
			西	揖斐川町	5	谷汲上神原、谷汲岐礼、春日美東、小津、 日坂			
該	当 区	〕域		関市	11	高見、高賀、白谷、保木口、杉原、雁曽礼、 祖父川、鳥屋市、船山、明ヶ島、行合			
				美 濃 市	1	大矢田半道			
			中濃	可児市	1	大平			
				中  濃	中。濃	郡上市	6	中部、北部、西部、南部、東部、東部田平	
				八百津町	2	潮南、福地			
				白 川 町	3	佐見、蘇原、黒川			
				御帯町	1	上之郷			

	圏域名	市町村名	辺地数	辺 地 名					
		多治見市	2	諏訪、北小木					
		中津川市	9	上野、北部、角領、下浦、下柏原、矢平、 東山、霧ヶ原向山、塩野細野					
	東濃	瑞浪市	瑞 浪 市 6 田高戸、平山、神田、論栃、						
		恵那市	8	太田・栩杭、山足・沖の洞、馬場山田、横通、松本、大竹、中沢、飯地					
		土岐市	2	蘭仙、西					
該当区域		高山市	17	旗鉾、板殿、白井、折敷地、大原、夏厩、 二本木、池本、六厩、野々俣、段・奥、片 籠・渚・阿多粕、秋神、日和田、平湯、長 倉、双六					
		飛騨市	6	数河、山之村、元田、稲越、坂下、北部					
	飛騨	下呂市	9	萩原町山之口、小坂町湯屋大洞、下呂三ツ石、下呂中原、下呂上原、金山町菅田、金山町下原、金山町北部、馬瀬南部					
		白 川 村	3	御母衣、平瀬、小白川					
	計	20	104						
所 管	国	総務	省	県 市町村課					



#### セ指 定 棚田 地 域

律 名 棚田地域振興法(令和元年6月19日法律第42号)

法第6条に基づく県棚田地域振興計画 名 法第7条に基づく指定棚田地域 法第10条に基づく指定棚田地域振興活動計画

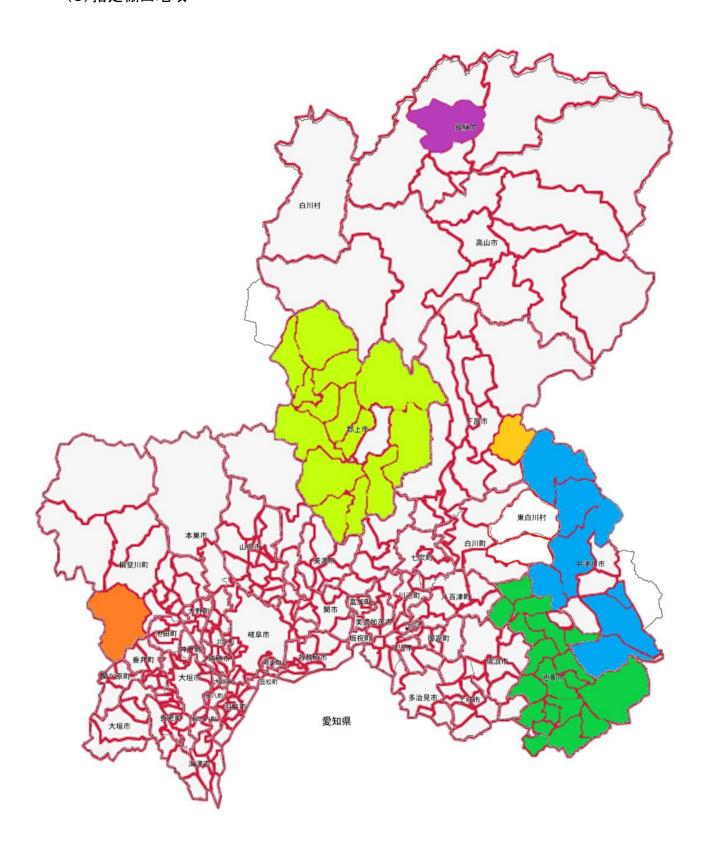
計 画

R5.4.1 時点

現市町村		指定棚田地域指定地域一覧	指为	它棚田地域振興活動計画認定一 <b>覧</b>
OZ III 리 [1]	指定棚田地域	棚田の名称	協議会の名称	棚田の名称
	神坂村	<b>細野、寺田</b>		
	中津町	餅穴、今井、原勝、園原、奥村、川上		
	落合村	与坂、大久手		
	川上村	森平、田畑,奥屋、丸野、上平		
	加子母村		牧戸棚田地域	牧戸棚田
中津川市	/ I. for the	La Tit Males	振興協議会	
	付知町	<u>失平、学園</u>	N.S. J. D. Della Lake Derries	
	福岡村	はちたか地域、夏焼、若山	はちたか地域棚田 振興協議会	はちたか地域
	蛭川村	  今洞、町切、奈良井、奥渡	<b>探典勋勋云</b>	
	阿木村	前沢		
	中野方村	井尻、勢井後、野瀬、橋立、橋戸、浜井揚、大曲、坂折、霧 山、西久保、川向、奥洞、口洞、竜部坂、道場、横枕、新賦 、宇塚、力石、皆曽、松林	中野方地域棚田振興協議会	井尻の棚田、勢井後の棚田、野瀬の棚田、棉 の棚田、橋戸の棚田、浜井場の棚田、大曲の 田、坂折の棚田、霧山の棚田、西久保の棚田 川向の棚田、奥洞の棚田、口洞の棚田、竜部 の棚田、道場の棚田、横枕の棚田、新賦の根 で塚の棚田、カ石の棚田、皆曽の棚田、む の棚田
	笠置村	中田、栩杭、西森、田沢、切山、南、中切、小井戸、栃久保 、道木、河合中央		
	武並村	上の洞、山足、瀬々良瀬		
	二健計	西組、深瀬、三共、殿畑、伊保中切、中組上平、野井西部、		
	三郷村	野井中央、野井大沢、東赤坂		
	長島町	永田、茂立、本郷、山中、碇苑、四ツ谷、千田		
恵那市	東野村	小野川、大薙、辻		
	本郷村	打杭、大円寺、本郷、開拓、根ノ上、小坪、上切、 上平、中切、飯留		
	岩村町	山上、新柱		
	遠山村	峰山、兼平、飯高・水口、田沢、黒羽根、久保原		
	鶴岡村	釜屋、西原・中田、田代		
	吉田村	小泉、大栗、上田良子、下田良子		
	明知町	大久手		
	静波村	野志、杉平、門野、落倉、高波、峰山中切、馬木、小杉		
	串原村	川ヶ渡、柿畑、木根、大平、松本、松林、峯、岩倉、中沢		
	下原田村	漆原、小田子、下、本郷		
	上村	版田洞、木の実、島、横道、小笹原		
	飯地村	入野、裏洞、沖田、沢尻、杉の沢、中洞、福原尾、南西山、  見渡		
飛騨市	坂上村	種蔵棚田	種蔵棚田連絡協議会	種蔵棚田
揖斐川町	春日村	貝原棚田	揖斐川町貝原棚田 地域振興協議会	<b>具原棚田</b>
下呂市	竹原村	三ツ石棚田	三ツ石棚田連絡協議会	三ツ石棚田
	川合村	初音2区、初音3区、河鹿1区、河鹿2区		
	山田村	口神路、中神路、上神路、牧三田、下古道、上古道、下栗巣 2、下栗巣3、上栗巣		
	弥富村	中劍東、上劍、口大間見上4·5、大間見助平、大間見一楽、 大間見重光、大間見養洞、小間見、中万場、下万場		
	牛道村	野添、六ノ里、中西、阿多岐、那留	六ノ里棚田 振興協議会	六ノ里地区の棚田
	白鳥町	白鳥、越佐		
郡上市	高鷲村	點走1、點走3、小洞1、大洞、神道1、神道2、切立1、 切立2、切立3、切立4、切立5、正ヶ洞、中洞1、中洞2 、長野、鷲見1、鷲見2、鷲見3、鷲見5、鷲見7、鷲見8 、西洞1、西洞2、西洞3、西洞4、西洞5、西洞6		
	北濃村	前谷、歩岐島、干田野、長滝	前谷棚田地域振興 協議会	前谷
	西川村	福田、洞口、落部		
	相生村	東乙原、寺本、西乙原、森・黒佐		
	嵩田村	木尾、八坂、粥川、赤池、杉原		
	下川村	梅原、苅安、畑佐・会津中、東母野		
	奥明方村	大谷、寒水中央、寒水尾会津、寒水平沢、寒水奥、気良柏尾 西気良上、奥住小保木、小川森本、畑佐中央、畑佐下谷	奥住小保木棚田地 域振興協議会	奥住小保木地区の棚田
	西和良村 和良村	質問 官代、上土京、下土京、方須		
郡上市 大野市	石徹白村	旧石徹白村地域の棚田	_	
恵那市			·	<u> </u>

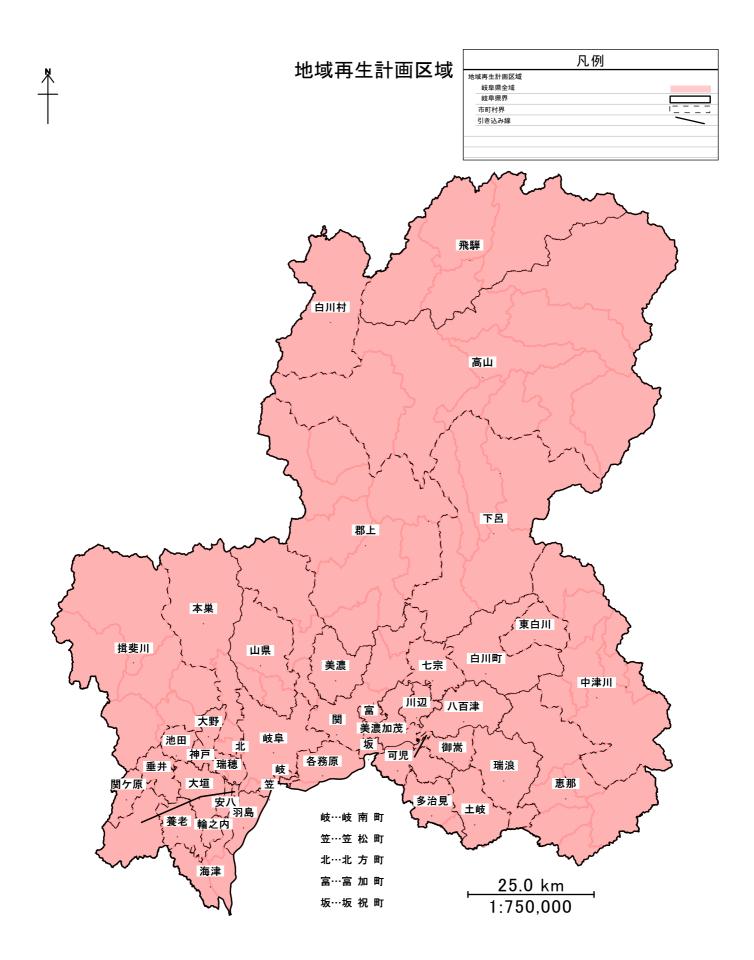
計	6市町(45地区)
要件	<ul> <li>○ 棚田地域 法律上「自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域で政令で定める要件に該当するもの」 【政令で定める要件】         ①昭和25年2月1日における市町村(旧旧市町村)の区域であって、②区域内の勾配が1/20の土地にある一団の棚田の面積が1ha以上であること</li> <li>○ 指定棚田地域として指定される地域 上記要件を満たす棚田地域のうち、法第7条第1項の規定により、①棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められること</li> <li>②当該棚田地域に係る棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域であること</li> </ul>
所 管	国 内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土 県 農村振興課 交通省、環境省

## (3)指定棚田地域



## ソ 地 域 再 生 区 域 (地域再生法)

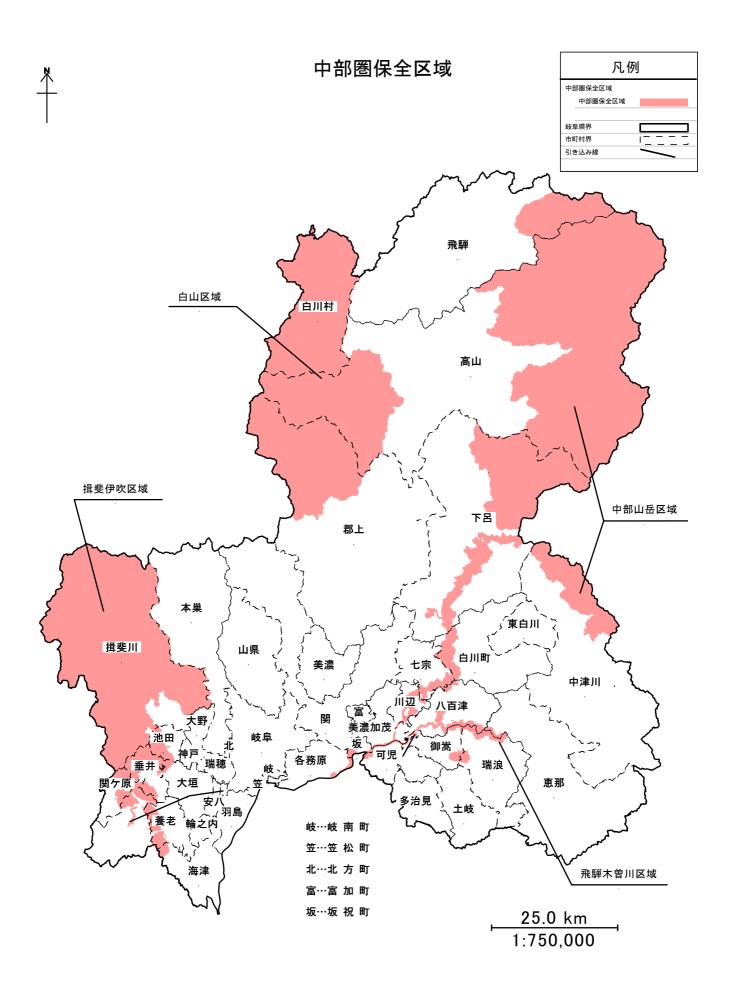
法	律	名	地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)												
<b>計</b>	画	名	2020 西回りエリア特定業務施設整備事業計画、航空機関連クラスター地域特定業務施設整備事業計画、東濃クロスエリア特定業務施設整備事業計画、飛騨・郡上地域 特定業務施設整備事業計画												
指足	定年月	日	平成 27 年	平成 27 年 10 月 2 日											
指	定面	積	_												
指	定区	域	・2020 西回	連クラスター地域 スエリア	構成市町村  岐阜市、大垣市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、軸之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町  関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、岐南町、笠松町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村  多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町  高山市、飛騨市、郡上市、下呂市、白川村										
備		考													
所		管	玉	内閣府		県	企	業	誘	致	課				



## (2) その他の地域指定

## ア中部圏保全区域

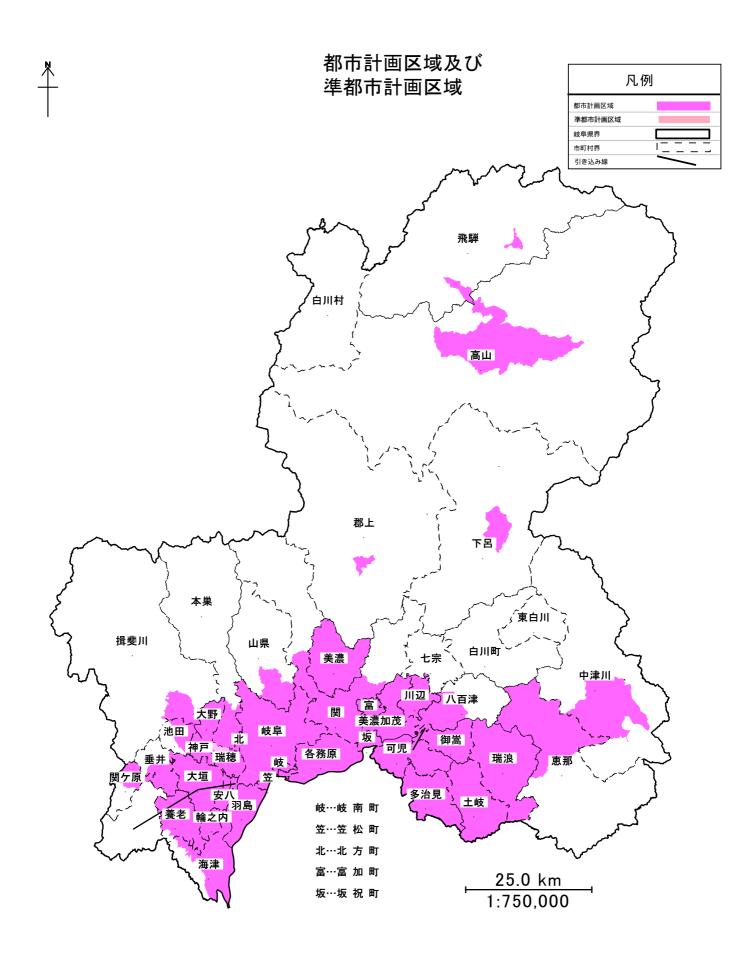
法 律 名	中部圏開発	整備法(昭	3和 41	年法律	第 102	号)					
計 画 名	中部圏保全区域整備計画										
指定年月日	昭和 43 年 1	11月14日	(総告	第 43 号	<u>구</u> )						
指定面積	3,589 km²										
区 域 名			市	l	町	村	名				
中部山岳区域	騨市(旧社保、大字和限る。)の	申岡町のう ロ佐府及び 各地域並び	ち大字 大字瀬 バに中海	学伊西、 i戸の各 津川市	大字。 -区域( (旧川	森茂、大字 こ限る。)及	岩井谷、 び下呂市  子母村、	·	大字打 の区域に		
								川(貝)	1, 594 KIII		
白 山 区 域	郡上市(旧る。)及び				各区均	に限る。)、	高山市	(旧荘川村の) 面積			
飛騨木曽川区域	町の各区域	はに限る。)、	加茂	郡坂祝	.町、同	別川辺町、同	司七宗町、	(旧下呂町及) 同八百津町 属する区域 面積			
揖斐伊吹区域	る。)、海津	生市(旧南》 郡揖斐川町	農町の 叮及び	区域に 同池田	限る。) 町の各	、養老郡建 区域のうな	を老町、不 っ揖斐関ク	(旧本巣町の  下破郡垂井町 ア原養老国定 面積	、同関ケ 公園、揖		
所 管	玉	国土	: 交	通省	£	県	清汤	気の国づくり!	政策課		



# イ都 市 計 画 区 域 等

法 律 名	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)												
計 画 名	都市計画												
指定年月日	大』	大正 12 年~令和 5 年											
	都区	† 計 域	· 画 名	市	町村	名	範		囲	区 域指定面積	市街化区域 面 積	用 途 地 域 面 積	
					計					24, 665 <sup>ha</sup>	10, 844 <sup>ha</sup>	10, 844 <sup>ha</sup>	
				岐	阜	市	全		部	20, 360	8, 027	8, 027	
	岐		阜	瑞	穂	市	<u> </u>		部	1, 966	1, 151	1, 151	
	FX		-	岐	南	町	全		部	791	737	737	
				笠	松	町		"		1,030	518	518	
				北	方	町		"		518	411	411	
	大		垣		計					15, 125	4, 814	4, 828	
		ζ		大	垣	市	_		部	8, 314	3, 460	3, 474	
都市計画区域				垂	井	町		"		3, 117	708	708	
				神	戸	町	全		部	1,878	311	311	
				安	八	町		11		1, 816	335	335	
	高		山	高	Щ	市			部	19, 402		1, 565	
	多	治	見	多	治 見	市	全		部	9, 125	3, 170	3, 170	
		関		関		市	<u> </u>		部	13, 082	_	1, 633	
	中	津	JII	中	津川	市		11		13, 029		931	
	美		濃	美	濃	市	全		部	11, 701	_	679	
	瑞		浪	瑞	浪	市		11		17, 486	_	672	
	羽		島	羽	島	市		"		5, 366	1, 421	1, 421	
	恵		那	恵	那	市	_		部	17, 256	_	590	

	都市詞区 域	計画名	市	町村	名	範		囲	区 域 指 定 面 積	市街化区域 面 積	用途地域面 積
				計					14, 566 ha	ha	1, 075 ha
			美	農加茂	表市	全		部	7, 481	_	869
	美濃力	加 茂	坂	祝	町		IJ		1, 287		123
			富	加	町		IJ		1,682	_	_
			JII	辺	町		IJ		4, 116	_	83
	土	岐	土	岐	市		IJ		11,602	_	2, 154
	各 務	原	各	務原	市		IJ		8, 781	2, 905	2, 905
	可	児	可	児	市	1		部	8, 496		2, 144
	湆	富	山	県	市		IJ		3, 922	_	342
	抬	Ш	飛	騨	市		IJ		1,030	_	274
	神	岡	飛	騨	市		IJ		511	_	
	本	巣	本	巣	市		IJ		3, 368	_	272
都市計画区域	八	幡	郡	上	市		IJ		818	_	219
	下	呂	下	呂	丰		IJ		3, 111	_	445
	海	津	海	津	井		"		8, 284	_	_
	養	老	養	老	町		IJ		6, 835		_
	関ケ	原	関	ケ原	町		IJ		2, 434		343
	輪之	内	輪	之内	町	全		部	2, 233	_	_
				計					8, 780		230
	揖	担	揖	斐 川	町	_		部	3, 134	_	230
	7年	斐	大	野	町	全		部	3, 420	_	_
			池	田	町	_		部	2, 226	_	_
	八百	津	八	百 津	町		IJ		4, 737		_
				計					5, 930	_	518
	御	嵩	御	嵩	町	全		部	5, 669	_	518
			可	児	市	1		部	261	_	
計	27 区		Ç	38 市町	Ţ				241, 675	23, 154	37, 254
準都市計画区域	瑞和			瑞穂市	ĵ			部	853		_
計	1区	域	1市						853		
備考	○令和	16年	4月	1 日 明	起在						
所 管	玉			国 土	交	通	í	Í	県	都市政	女 策 課



### ウ 自然環境保全地域・緑地環境保全地域

法律	名岐	阜県自然環境保	R全条例	(昭和	47 年条例	第 17 <del>-</del>	号)		
計 画	名保全	<b>è計画</b>							
指定年月	日 (7	下表参照)							
指 定 面	積 3,6	11.25 ha	(自然環境	竟 2,9	956.87 ha	綺	地環境	654. 38	8 ha)
区分	地	域 名	1	面 積	f (ha)	市	町 村	名	指定年月日
	① 能	郷 白	Щ	6	56. 45	本	巣	市	S.51. 2. 3
	② 山	中	Щ		13. 12	高	山	市	S.51. 2. 3
自	③ 秋		神		10.04	高	山	市	S.51. 2. 3
	④ 荻		町	3	00.45	白	Ш	村	S.51. 2. 3
然 環 境	⑤ 北 (	の俣・水の	平	3	63. 52	飛	騨	市	S. 51. 10. 15
境	⑥ 朝	日 添	Ш	2	87. 80	郡	上	市	S. 51. 10. 15
保全	⑦ 時		Щ	1	60. 80	大	垣	市	S. 51. 10. 15
全 地	8関	ホタルの	Ш	1	57. 10	関		市	S. 51. 10. 15
域	⑨ 椛	の湖	畔		56. 50	中	津 川	市	S. 51. 10. 15
	⑩ 岩	$\mathcal{O}$	子	1	82. 41	本	巣	市	S.52. 9.30
(条例指定)	⑪ 御	前	岳	4	06. 79	高山	市・飛	騨市	S.52. 9.30
指	⑫ 内	啣	洞	1	37. 62	関		市	S.52. 9.30
定	⑬ 祖	師	野		34. 90	下	呂	市	S.52. 9.30
	⑭ 烏	帽子	岳		21. 24	大	垣	市	S. 54. 12. 28
	15 万		波	1	27. 43	飛	騨	市	S. 54. 12. 28
	16 小		Л		40.70	郡	上	市	S. 56. 7.21
	① 小	倉	Щ		9. 70	美	濃	市	S. 48. 3. 31
	⑱ 鶴	形	Щ		8. 70	美	濃	市	S.48. 3.31
<b>∲∃.</b>	⑨天	瀑	Щ		68. 20	恵	那	市	S.48. 3.31
禄 地	20 南	山 丘	陵	1	01. 10	御	嵩	町	S. 48. 3. 31
環	②1 千	光	寺		37. 95	高	山	市	S.51. 2. 3
境	② 荒	城神	社		1. 16	高	山	市	S.52. 9.30
保会	② 久	津 八 幡	宮		3. 42	下	呂	市	S.52. 9.30
全 地	24 水	無神	社		10. 35	高	山	市	S.53. 3.31
域	②5 日 禾	口田・小日利	田田		4. 65	高	Щ	市	S.53. 3.31
	26 禅	昌	寺		5. 28	下	呂	市	S.53. 3.31
(全) (例)	② 大	船神	社		7.05	恵	那	市	S.54. 3.30
(条例指定)	28 飯		島		52. 88	白	Щ	村	S. 55. 5. 23
定)	29 西	漆	山		11. 10	飛	騨	市	S. 55. 5. 23
	30 諏	訪神	社		0.99	下	呂	市	S. 58. 10. 21
	③ 大	山白山神	社		3. 90	白	Щ	町	S. 59. 11. 6
	32 馬		籠	3	27. 95	中	津 川	市	H. 17. 2. 25
所	管	県	•				環境生	活政策	課

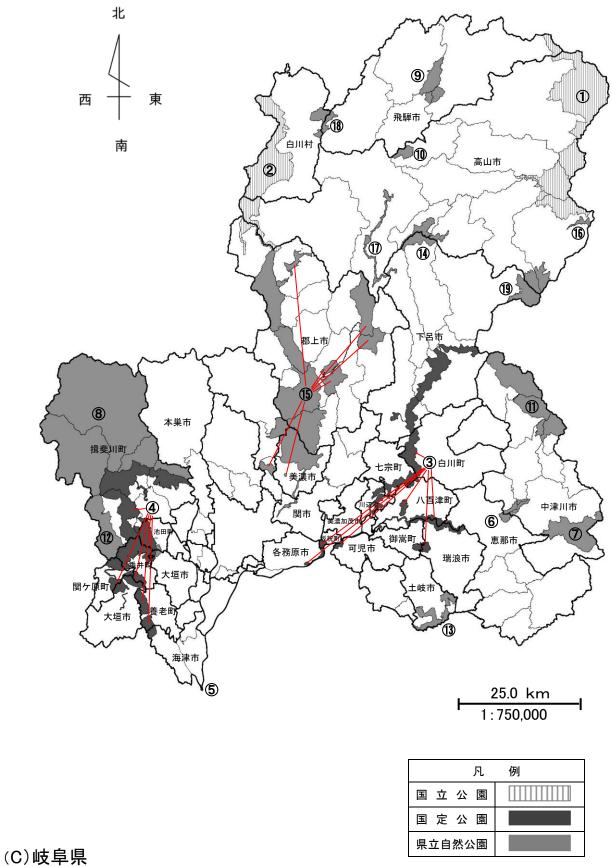
#### 自然環境保全地域 緑地環境保全地域



# 工自然公園指定区域

法	律	名			法(昭和 32 <sup>4</sup>  自然公園条例			45 号)			
計	画	名		計画		, , , , , ,	7.1.42/12	•			
指力	定年月	日	(7	表参	無)						
指	定面	積	195,	, 093	ha						
	公	園	名		指定面積	指定	地域	を含む市町	丁村名		指定年月日
国	①中	部	山	岳	24, 219 (県内分)	高山市、飛	騨市				S. 9. 12. 4 S. 59. 6. 15
国立公園	②白			山	14, 017 (県内分)	高山市、郡					S. 37. 11. 12 S. 53. 3. 22 S. 61. 9. 12 H. 24. 5. 7
国定公園	3飛	騨フ	木 曽		14, 413 (県内分)	瑞浪市、恵 可児市、下 八百津町、	呂市、持				S.39. 3. 3 H.元. 6. 7
公園	④揖 関 養	Ź,	T	斐原老	20, 219	大垣市、本関ケ原町、			<b>ど町、垂</b>	井町、	S. 45. 12. 28 H. 元. 6. 7
	⑤千	本	松	原	42	海津市					S. 29. 9. 14 H. 16. 9. 16
	⑥恵	Ŧ	那	峡	1, 505	中津川市、	恵那市				S. 29. 9. 14
	⑦胞			Щ	5, 027	中津川市、	恵那市				S. 29. 9. 14 S. 35. 8. 30 H. 16. 3. 18
県	⑧揖			斐	52, 834	揖斐川町					S. 31. 4. 20 S. 44. 4. 1 S. 47. 4. 1
立	<ul><li>⑨奥</li><li>数</li></ul>	· 利	飛 流	騨 葉	2, 959	飛騨市					S. 35. 8. 30 S. 47. 4. 1 H. 16. 3. 18
	⑩宇 四		<b>聿</b> 八	江滝	800	高山市					S. 35. 8. 30 H. 16. 3. 18
自	⑪裏	7	木	曽	11, 654	中津川市					S. 38. 1. 22 H. 16. 9. 16
然	12伊			吹	5, 450	大垣市、揖	斐川町	、池田町			S. 42. 3. 17 H. 元. 6. 7 H. 12. 4. 28
	⑬ 土	岐	三国	Щ	1, 516	土岐市					S. 44. 4. 1 H. 16. 9. 16
公	(4)位	Щ	舟	Щ	2, 656	高山市、下	呂市				S. 44. 4. 1 H. 14. 4. 16
園	15奥	長	良	Л	30, 122	関市、美濃	市、郡	上市			S. 44. 4. 1 S. 60. 3. 5 H. 5. 7. 6 H. 16. 3. 18
	16野			麦	428	高山市					S. 47. 4. 1
	17世	せら	ぎ渓	谷	1, 318	高山市、下	呂市				H. 8. 4. 1
	18天			生	1, 638	飛騨市、白	川村				H. 10. 4. 1
	19御	\$	訣	Щ	4, 276	高山市、下	呂市		Г		H.11. 4. 1
所		管		国	環	境		県	į	環境生活	舌政策課

### 自然公園指定区域



# 才農業振興地域

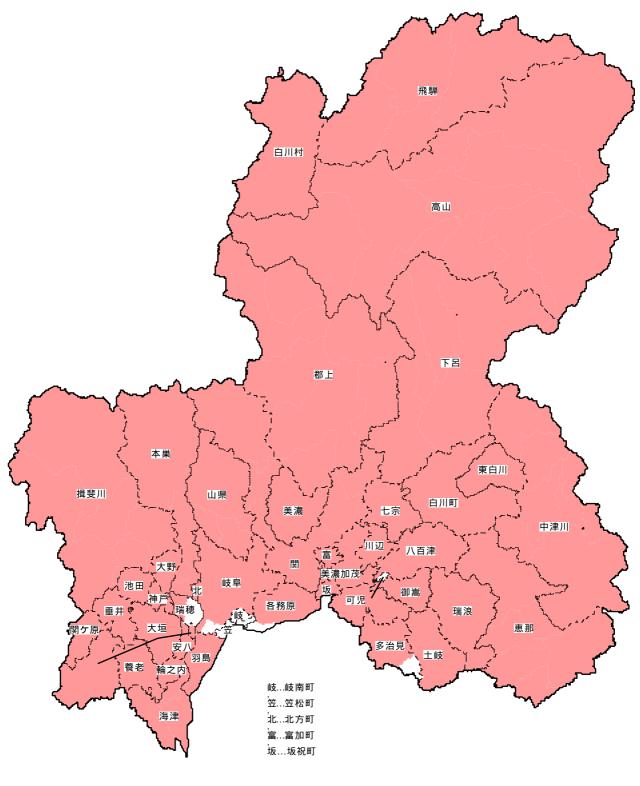
法 律 名	農	農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)										
計 画 名	農	業振興地域團	<b>修備計</b> 區	虰								
	圏域名	市町村名	地	地域名			地域指定 年 月 日	計画策定 年 月 日	農業振興 地域面積 (ha)	農 用 地 区域面積 (ha)		
	岐阜	岐羽各山瑞本北市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	岐羽各山瑞本北	務	阜島原県穂巣方	一部 " " " "	S49. 2. 9 S46. 8. 11 S48. 3. 31 H17. 7. 12 H17. 7. 12 H17. 7. 12 S56. 4. 10	S49. 7. 29 S49. 3. 20 S49. 3. 30 H28. 6. 16 H17. 10. 12 R 4. 4. 1 S56. 10. 7	3, 603 3, 660 2, 963 3, 358 1, 014 5, 638	1, 661 1, 054 797 754 415 1, 591 39		
指定地域	西 濃	大海養垂関神輪安揖大池垣津老井原戸内八川野田町町町町町町町町町町町町	大海養垂関神輪安揖大池	ケー之・斐	垣津老井原戸内八川野田	"""""全部"""	H18. 5. 2 H17. 7. 12 S45. 10. 13 S46. 8. 11 S48. 12. 14 S49. 2. 9 S46. 8. 11 S46. 8. 11 H17. 7. 12 S45. 10. 13 S48. 12. 14	H18. 12. 22 H31. 2. 7 S46. 3. 31 S47. 3. 30 S49. 9. 30 S47. 3. 31 S47. 3. 31 H19. 3. 23 S46. 3. 31 S49. 3. 30	6, 153 8, 104 5, 162 1, 507 767 1, 491 2, 233 1, 481 5, 522 2, 815 2, 263	2, 212 3, 419 2, 288 842 181 644 993 526 1, 535 1, 079 820		

	圏域名	市町村名	地	域	名	範囲	地域指定 年 月 日	計画策定年 月 日	農業振興 地域面積 (ha)	農 用 地 区域面積 (ha)
		関市		関		一部	H17. 7.12	H19. 7. 3	7,820	1, 990
		美 濃 市	美		濃	"	S48. 12. 14	S49. 3.30	1, 415	300
		郡上市	郡上	(旧八	幡)	"	H17. 7.12	S48. 3.31	1,694	473
			郡上	.(旧大	和)	"		S46. 3.31	2, 184	791
	中		郡上	(旧白	鳥)	"		S47. 3.31	3, 955	826
			郡上	(旧高	鷲)	"		S47. 3.31	2,818	766
			郡上	:(旧美	並)	"		S49. 3.30	862	224
			郡上	.(旧明	宝)	"		S48. 3.31	1,663	330
			郡上	:(旧和	良)	"		S48. 3.31	475	233
		美濃加茂市	美	濃加	茂	"	S45. 10. 13	S49. 3.30	3, 493	1, 447
		可児市	可		児	"	S46. 8.11	S47. 3.31	2, 386	598
		坂 祝 町	坂		祝	"	S46. 8.11	S47. 6. 8	545	232
	濃	富加町	富		加	"	S46. 8.11	S49. 9.19	796	326
指定地域		川辺町	Ш		辺	"	S46. 8.11	S49. 9.19	1,052	230
		七宗町	七		宗	"	S47. 11. 20	S49. 3.30	1, 147	141
		八百津町	八	百	津	"	S46. 8.11	S47. 5. 9	2, 591	448
		白川町	白		Ш	"	S47. 11. 20	S49. 3.30	2, 906	773
		東白川村	東	白	Ш	"	S47. 11. 20	S48. 7. 2	1, 387	279
		御嵩町	御		嵩	"	S46. 8.11	S47. 3.31	1, 282	280
		多治見市	多	治	見	"	S48. 12. 14	S49. 7.19	310	127
	東	瑞浪市	瑞		浪	"	S46. 8.11	S48. 9.27	3, 146	692
		土岐市	土		岐	"	S47. 11. 20	S49. 3.30	503	219
	濃	中津川市	中	津	Ш	"	H17. 7.12	H18. 2. 6	14, 882	3, 865
		恵那市	恵		那	"	H17. 7.12	H19. 9.28	10, 458	3, 142
	- LI-V	高山市	高		Щ	11	H17. 7.12	H18. 2. 6	19, 539	8, 482
	飛	飛騨市	飛		騨	"	H17. 7.12	H18. 3.24	6, 108	1, 524
	騨	白川村	白		Ш	"	S47. 11. 20	S48. 3.31	890	111
	闷牛	下呂市	下		呂	"	H17. 7.12	H18. 10. 5	5, 898	1, 399
		合 計		_		_	_	_	160, 010	51, 095

	f定地域 卡指定市		40 地域(40 市町村) 笠松町、岐南町	)		(令和4年12月31日現在)
所	管	国	農林水	産省	県	農村振興課

### (1)農業振興地域



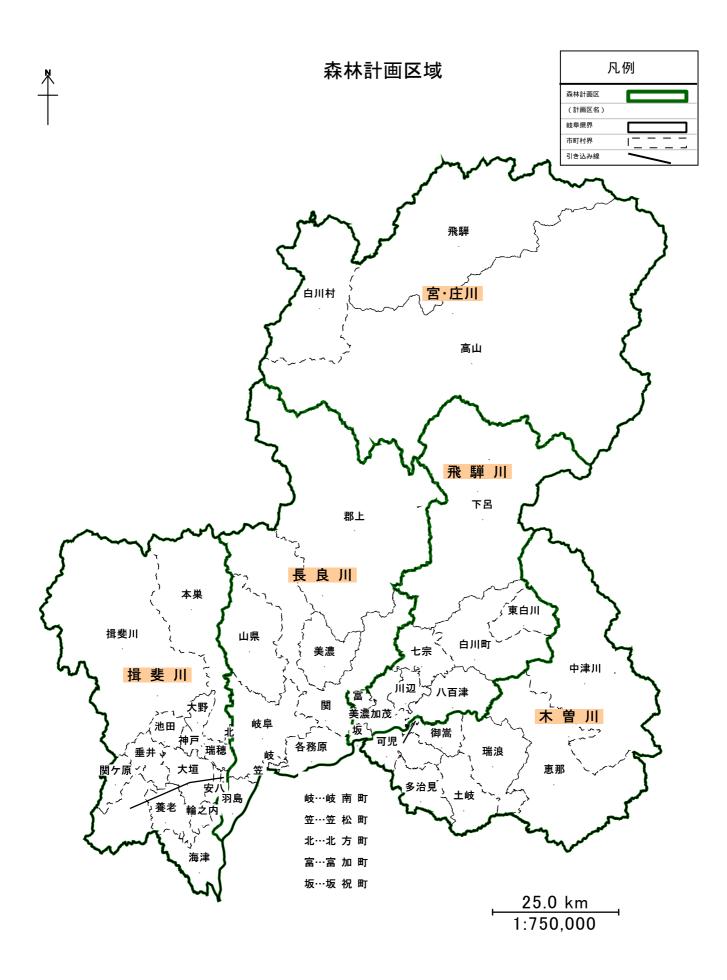


(C) 岐阜県

1:750000 <u>20 km</u>

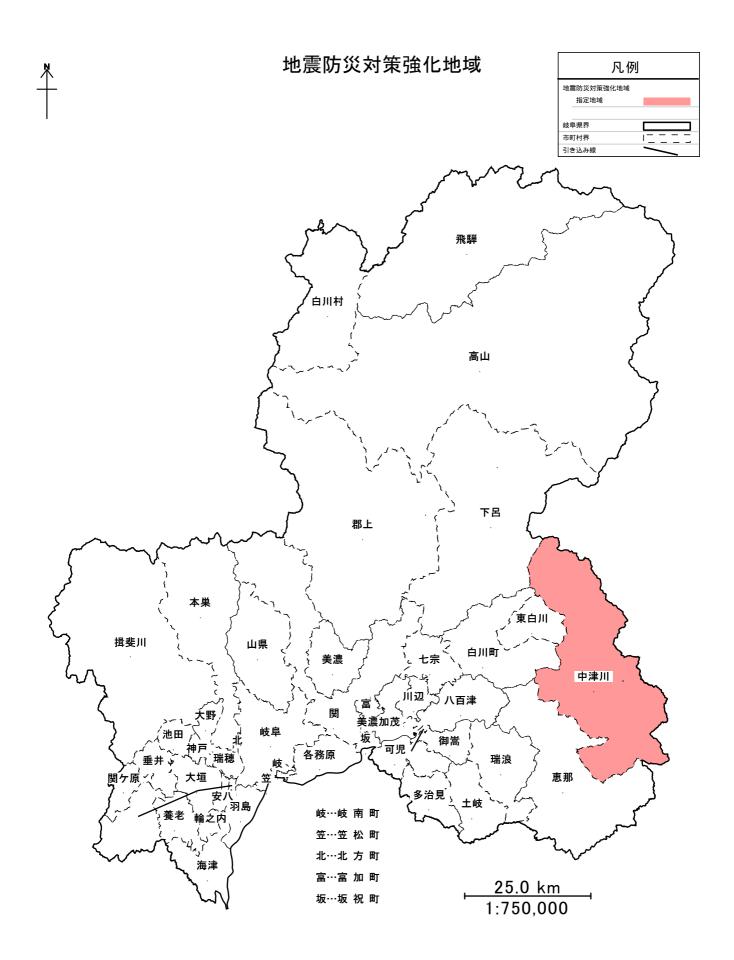
# カ森 林 計 画 区 域

法	律	名	森林法(昭和 26 年法律)	第 249 号)		
計	画	名	地域森林計画			
   樹立    年	エ又は変 月	更 日	令和5年12月26日			
対	象 面	積	(編成面積)684,055ha			
			森林計画区	巻	域名	計 画 期 間
			木 曽 川 (101,963ha)	(中	濃)	令和5年4月1日~ 令和15年3月31日
			揖 斐 川 (120,221ha)	(西(岐	濃 )	令和6年4月1日~ 令和16年3月31日
4.	<b>4</b> 111	1-4-	宮 · 庄 川 (191,471ha)	(飛	驒)	令和2年4月1日~ 令和12年3月31日
対     	象 地	域	長 良 川 (162,774ha)	( 岐 ( 中	阜) 濃)	令和3年4月1日~ 令和13年3月31日
			飛 騨 川 (107,626ha)	(中	濃) 驒)	令和4年4月1日~ 令和14年3月31日
			注)〇編成面積は、地域		 杂林面積(令和	n6年3月31日現在)
所		管	国林	野广	県	林 政 課



## キ 地震防災対策強化地域

法 律 名	大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月15日法律第73号) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置 に関する法律(昭和55年5月28日法律第63号)
計 画 名	地震対策緊急整備事業計画
指定年月日	昭和54年8月7日総理府告示第26号
指定面積	676. 45 km²
指定地域	中津川市
備考	
所 管	国 内 閣 府 県 防 災 課



# 第3部 資 料

### (1) 人口の推移

(単位:人)

糸	総	人口	]	平 12 年 (国 調)	平 17 年 (国 調)	平 22 年 (国 調)	平 27 年 (国 調)	令 2 年 (国 調)
岐	阜	圏	域	794, 691	802, 218	807, 571	799, 766	793, 551
西	濃	圏	域	393, 645	391, 637	385, 021	372, 399	358, 439
中	濃	圏	域	388, 108	388, 877	382, 570	373, 712	364, 282
東	濃	圏	域	363, 599	358, 884	348, 085	336, 954	323, 574
飛	騨	圏	域	169, 697	165, 610	157, 526	149, 072	138, 896
岐	阜	圏	域					
Щ	皮	阜	市	415, 085	413, 367	413, 136	406, 735	402, 557
3	]3]	島	市	64, 713	66, 730	67, 197	67, 337	65, 649
â	各	<b></b> 原	市	141, 765	144, 174	145, 604	144, 690	144, 521
L	Ц	県	市	30, 951	30, 316	29, 629	27, 114	25, 280
弄	耑	穂	市	46, 571	50,009	51, 950	54, 354	56, 388
7	本	巣	市	33, 900	34, 603	35, 047	33, 995	32, 928
ф	皮	南	町	22, 137	22, 776	23, 804	24, 622	25, 881
<u> </u>	空	松	町	22, 319	22, 696	22, 809	22, 750	22, 208
7	lĿ	方	町	17, 250	17, 547	18, 395	18, 169	18, 139
西	濃	圏	域					
7	大	垣	市	161, 827	162, 070	161, 160	159, 879	158, 286
消	毎	津	市	41, 204	39, 453	37, 941	35, 206	32, 735
耆	養	老	町	33, 256	32, 550	31, 332	29, 029	26, 882
Ī	垂	井	町	28, 935	28, 895	28, 505	27, 556	26, 402
B	<b>岁</b>	ケ原	町	9, 110	8, 618	8, 096	7, 419	6, 610
礻	申	戸	町	20, 750	20, 830	20, 065	19, 282	18, 585
車	输 7	之 内	町	9, 141	9, 419	10, 028	9, 973	9, 654
3	安	八	町	15, 078	15, 263	15, 271	14, 752	14, 355
	量 를	斐 川	町	27, 453	26, 192	23, 784	21, 503	19, 529
7	大	野	町	23, 071	23, 788	23, 859	23, 453	22, 041
Ä	也	田	町	23, 820	24, 559	24, 980	24, 347	23, 360

(単位:人)

総	人口		平 12 年 (国 調)	平 17 年 (国 調)	平 22 年 (国 調)	平 27 年 (国 調)	令 2 年 (国 調)
中濃	圏	域					
関		市	92, 061	92, 597	91, 418	89, 153	85, 283
美	濃	市	24, 662	23, 390	22, 629	20, 760	19, 247
美濃	身 加 茂	市	50, 063	52, 133	54, 729	55, 384	56, 689
可	児	市	93, 463	97, 686	97, 436	98, 695	99, 968
郡	上	市	49, 377	47, 495	44, 491	42, 090	38, 997
坂	祝	町	8, 853	8, 552	8, 361	8, 202	8, 071
富	加	町	5, 835	5, 710	5, 516	5, 564	5, 626
Ш	辺	町	11, 013	10, 838	10, 593	10, 197	9, 860
七	宗	町	5, 234	4, 870	4, 484	3, 876	3, 402
八	百 津	町	13, 632	12, 935	12, 045	11, 027	10, 195
白	Ш	町	11, 282	10, 545	9, 530	8, 392	7, 412
東	白 川	村	2, 980	2, 854	2, 514	2, 261	2, 016
御	嵩	町	19, 653	19, 272	18, 824	18, 111	17, 516
東 濃	圏	域					
多	治 見	市	115, 740	114, 876	112, 595	110, 441	106, 732
中;	津川	市	85, 004	84, 080	80, 910	78, 883	76, 570
瑞	浪	市	42, 298	42, 065	40, 387	38, 730	37, 150
恵	那	市	57, 274	55, 761	53, 718	51, 073	47, 774
土	岐	市	63, 283	62, 102	60, 475	57, 827	55, 348
飛 騨	圏	域					
高	Щ	市	97, 023	96, 231	92, 747	89, 182	84, 419
飛	騨	市	30, 421	28, 902	26, 732	24, 696	22, 538
下	呂	市	40, 102	38, 494	36, 314	33, 585	30, 428
白	Щ	村	2, 151	1, 983	1, 733	1,609	1, 511
県		計	2, 109, 740	2, 107, 226	2, 080, 773	2, 031, 903	1, 978, 742

<sup>(</sup>注) 平成 12 年の人口には、旧長野県木曽郡山口村(平成 17 年 2 月 13 日中津川市と合併)の人口を含んでいる。令和 2 年の人口は確報値である。

#### (2) 産業別就業者数

(単位:人)

<del></del>	産業別就業者		i.v	平成	27年(国	調)	令 和	2 年 (国	調 )
産	莱別	就業者	Í	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
岐	阜	圏	域	7, 708	108, 901	259, 365	6, 788	103, 476	261, 035
西	濃	圏	域	6, 190	64, 682	109, 639	5, 263	61, 811	106, 046
中	濃	圏	域	5, 660	74, 336	105, 177	4, 857	70, 520	100, 740
東	濃	圏	域	4, 549	58, 067	102, 293	3, 887	55, 370	97, 574
飛	騨	圏	域	7, 243	20, 407	51, 222	6, 650	18, 919	48, 445
岐	阜	圏	域						
岐		阜	市	3, 187	47, 019	138, 142	2, 854	44, 827	140, 487
羽		島	十	734	10, 399	20, 320	609	9, 619	20, 684
各	務	原	市	945	23, 462	43, 795	878	22, 123	43, 134
山		県	市	471	5, 618	7, 625	416	5, 073	7, 291
瑞		穂	市	580	7, 992	17, 224	581	7, 994	18, 033
本		巣	市	1, 316	5, 013	10, 153	1, 065	4, 818	9, 691
岐		南	町	221	3, 651	8, 059	175	3, 655	8, 402
笠		松	町	112	3, 163	7, 464	94	2, 935	7, 254
北		方	町	142	2, 584	6, 583	116	2, 432	6, 059
西	濃	圏	域						
大		垣	市	1, 169	25, 646	49, 431	1,008	25, 178	48, 787
海		津	市	1, 365	6, 323	10, 451	1, 082	5, 871	9, 485
養		老	町	499	5, 549	8, 377	433	4, 819	7, 743
垂		井	町	239	5, 415	7, 266	288	5, 239	6, 978
関	ケ	原	町	171	1, 485	1, 900	137	1, 257	1, 849
神		戸	町	408	3, 526	5, 420	420	3, 486	5, 308
輪	之	内	町	196	1, 948	2, 797	181	1, 970	2, 791
安		八	町	230	2, 537	4, 316	188	2, 574	4, 374
揖	斐	Щ	町	716	3, 631	6, 027	509	3, 276	5, 549
大		野	町	738	4, 070	6, 940	623	3, 687	6, 537
池		田	町	459	4, 552	6, 714	394	4, 454	6, 645

(単位:人)

			平成	27年(国	調 )	令 和	2 年 (国	(単位:人) 調)
産業	き別就業 き	旨						
			第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
	農							
関		市	902	19, 379	25, 063	839	18, 427	23, 721
美	濃	市	215	5, 167	5, 301	219	4, 595	4, 975
美	濃 加 茂	市	845	11, 024	15, 390	719	11, 232	15, 963
可	児	市	674	17, 474	28, 681	525	16, 136	26, 331
郡	上	市	1, 413	7, 351	12, 645	1, 279	6, 901	12, 182
坂	祝	町	127	1, 748	2, 092	118	1, 696	2, 222
富	加	町	176	1, 239	1, 518	135	1, 165	1, 419
Л	辺	町	134	2, 066	2, 900	91	2, 089	2, 951
七	宗	町	117	745	966	99	621	831
八	百 津	町	177	2, 247	2, 858	144	2, 090	2,774
白	JII	町	451	1,809	1, 991	340	1, 596	1,867
東	白 川	村	224	459	563	172	430	508
御	嵩	町	205	3, 628	5, 209	177	3, 542	4, 996
東	農圏	域						
多	治 見	市	293	16, 394	36, 422	308	15, 327	34, 970
中	津 川	市	2, 153	15, 860	20, 873	1,800	15, 375	20, 220
瑞	浪	市	461	5, 894	12, 267	404	5, 813	11, 534
恵	那	市	1, 435	9, 108	14, 980	1, 152	8, 611	14, 136
土	岐	市	207	10, 811	17, 751	223	10, 244	16, 714
飛	<b>選</b>	域						
高	Щ	市	5, 264	11, 134	31, 975	4, 825	10, 266	30, 729
飛	騨	市	1, 064	4, 128	7, 359	991	3, 949	6, 863
下	呂	市	893	4, 938	11, 145	809	4, 488	10, 154
白	ЛП	村	22	207	743	25	216	699
県		計	31, 350	326, 393	627, 696	27, 445	310, 096	613, 840

注) 不詳補完によらない

#### (3) 財政力指数

市町村名	元 年 度 (29+30+元)÷3	2 年 度 (30+元+2)÷3	3 年 度 (元+2+3)÷3	4 年 度 (2+3+4)÷3	5 年 度 (3+4+5)÷3
岐 阜 市	0.87	0.87	0.85	0.84	0.82
大 垣 市	0.88	0.88	0.86	0.85	0. 83
高山市	0. 53	0. 53	0. 52	0.53	0. 53
多治見市	0.74	0.73	0.71	0.70	0. 68
関市	0. 62	0.63	0.61	0.61	0. 59
中津川市	0. 50	0.50	0.50	0.49	0. 49
美 濃 市	0. 55	0. 56	0. 54	0.54	0. 53
瑞浪市	0. 63	0.64	0.64	0.62	0. 60
羽島市	0. 77	0.78	0.77	0.76	0. 74
恵 那 市	0.46	0.46	0.45	0.45	0. 44
美濃加茂市	0.82	0.82	0.81	0.78	0. 76
土 岐 市	0.68	0. 69	0. 67	0.66	0. 66
各 務 原 市	0.89	0.90	0.88	0.87	0.85
可児市	0.88	0.89	0.87	0.84	0.81
山県市	0.40	0.40	0.40	0.40	0. 40
瑞穂市	0. 78	0.79	0.76	0.74	0.72
飛 騨 市	0. 31	0. 32	0. 32	0.33	0. 34
本 巣 市	0. 58	0. 58	0. 56	0.54	0. 53
郡上市	0. 31	0. 32	0.32	0.32	0. 32
下呂市	0.34	0. 34	0. 33	0.33	0. 33
海津市	0.49	0.49	0. 48	0.47	0. 45
市計	(0.62)	(0.62)	(0.61)	(0.60)	(0. 59)
111=1	0. 68	0. 68	0. 67	0.66	0. 65
岐 南 町	0. 96	0. 95	0. 93	0. 91	0.89
笠 松 町	0.72	0.72	0.71	0.69	0. 67
養老町	0. 63	0. 63	0.61	0. 59	0. 58

市町村名	元 年 度 (29+30+元)÷3	2 年 度 (30+元+2)÷3	3 年 度 (元+2+3)÷3	4 年 度 (2+3+4)÷3	5 年 度 (3+4+5)÷3
垂 井 町	0.73	0.73	0.70	0. 69	0. 67
関ケ原町	0. 52	0. 52	0. 50	0. 47	0. 45
神戸町	0.72	0.71	0. 68	0.66	0. 63
輪之内町	0. 63	0. 63	0.60	0. 57	0. 57
安 八 町	0.64	0. 63	0. 61	0.59	0. 58
揖斐川町	0.48	0. 47	0. 46	0.45	0. 45
大 野 町	0.64	0. 63	0. 61	0.60	0. 58
池 田 町	0.64	0. 63	0.61	0.60	0. 60
北方町	0.62	0. 62	0.60	0.60	0. 60
坂 祝 町	0.60	0.60	0. 56	0. 52	0. 49
富 加 町	0. 49	0. 49	0. 46	0.44	0. 42
川 辺 町	0. 46	0. 47	0. 45	0.44	0. 43
七宗町	0. 29	0. 29	0. 27	0. 25	0. 24
八百津町	0. 41	0. 42	0. 41	0.41	0. 40
白 川 町	0. 29	0. 29	0. 28	0. 27	0. 27
東白川村	0. 16	0. 16	0. 16	0. 16	0. 15
御嵩町	0.65	0.65	0. 63	0. 61	0. 59
白 川 村	0.35	0. 36	0. 34	0. 33	0. 32
町 村 計	(0. 55)	(0. 55)	(0.53)	(0. 52)	(0.50)
町 村 計	0. 58	0. 58	0. 56	0.55	0. 54
	(0. 59)	(0. 59)	(0. 57)	(0.56)	(0. 55)
計	0.66	0. 66	0.65	0.64	0. 63

#### (注) 1 ( )内は単純平均

2 計算基礎となる基準財政需要額、基準財政収入額には錯誤及び合併算定替による増減分は 反映されない。

### (4) 市町村コード表

ī	分		町	村	分	
岐	阜 市	21201	羽	島	郡	
大	垣 市	21202	岐	南	町	21302
高	山 市	21203	笠	松	町	21303
多	治 見 市	21204	養	老	郡	
関	市	21205	養	老	町	21341
中	津 川 市	21206	不	破	郡	
美	濃市	21207	垂	井	町	21361
瑞	浪 市	21208	関	ケ原	町	21362
羽	島市	21209	安	八	郡	
恵	那 市	21210	神	戸	町	21381
美	濃 加 茂 市	21211	輪	之 内	町	21382
土	岐 市	21212	安	八	町	21383
各	務 原 市	21213	揖	斐	郡	
可	児 市	21214	揖	斐 川	町	2 1 4 0 1
山	県 市	21215	大	野	町	2 1 4 0 3
瑞	穂 市	21216	池	田	町	2 1 4 0 4
飛	騨 市	21217	本	巣	郡	
本	巣市	21218	北	方	町	2 1 4 2 1
郡	上 市	21219	加	茂	郡	
下	呂 市	2 1 2 2 0	坂	祝	町	2 1 5 0 1
海	津市	2 1 2 2 1	富	加	町	2 1 5 0 2
			JII	辺	町	2 1 5 0 3
			七	宗	町	2 1 5 0 4
			八	百 津	町	2 1 5 0 5
			白	ЛП	町	21506
			東	白 川	村	2 1 5 0 7
			可	児	郡	
			御	嵩	町	2 1 5 2 1
			大	野	郡	
			白	ЛП	村	2 1 6 0 4

#### (5) 岐阜県内の合併状況

#### 平成以降の合併市町村

	新市町村名	旧市町村名	合併方式	合併期日	市町村 人口計 (人)	市町村 面積計 (ha)
1	山県市	高富町、伊自良村、美山町	新設	平成 15 年 4 月 1 日	25, 280	22, 198
2	瑞穂市	穂積町、巣南町	新設	平成15年5月1日	56, 388	2, 819
3	飛騨市	古川町、河合村、宮川村、 神岡町	新設	平成 16 年 2 月 1 日	22, 538	79, 253
4	本 巣 市	本巣町、真正町、糸貫町、 根尾村	新設	平成16年2月1日	32, 928	37, 465
5	郡上市	八幡町、大和町、白鳥町、 高鷲村、美並村、明宝村、 和良村	新設	平成16年3月1日	38, 997	103, 075
6	下呂市	萩原町、小坂町、下呂町、 金山町、馬瀬村	新設	平成16年3月1日	30, 428	85, 121
7	恵那市	惠那市、岩村町、山岡町、 明智町、串原村、上矢作町	新設	平成16年10月25日	47, 774	50, 424
8	各務原市	各務原市、川島町	各務原市 への編入	平成16年11月1日	144, 521	8, 781
9	揖斐川町	揖斐川町、谷汲村、春日村、 久瀬村、藤橋村、坂内村	新設	平成17年1月31日	19, 529	80, 344
10	高 山 市	高山市、丹生川村、清見村、 荘川村、宮村、久々野町、 朝日村、高根村、国府町、 上宝村	高山市への編入	平成17年2月1日	84, 419	217, 761
11	関市	関市、洞戸村、板取村、 武芸川町、武儀町、 上之保村	関市への編入	平成17年2月7日	85, 283	47, 233
12	中津川市	中津川市、坂下町、川上村、 加子母村、付知町、福岡町、 蛭川村、長野県山口村	中津川市への編入	平成17年2月13日	76, 570	67, 645
13	海津市	海津町、平田町、南濃町	新設	平成17年3月28日	32, 735	11, 203
14	可児市	可児市、兼山町	可児市へ の編入	平成17年5月1日	99, 968	8, 757
15	岐阜市	岐阜市、柳津町	岐阜市へ の編入	平成 18 年 1 月 1 日	402, 557	20, 360
16	多治見市	多治見市、笠原町	多治見市への編入	平成18年1月23日	106, 732	9, 125
17	大 垣 市	大垣市、上石津町、墨俣町	大垣市へ の編入	平成18年3月27日	158, 286	20, 657

